

令和4年度第3回御船町議会定例会（6月会議） 議事日程（第4号）

令和4年6月15日

午前10時00分開会

1 議事日程

- 第 1 報告第 2号 専決処分の報告について
- 第 2 報告第 3号 専決処分の報告について
- 第 3 報告第 4号 繰越明許費繰越計算書について
- 第 4 報告第 5号 事故繰越し繰越計算書について
- 第 5 議案第 1号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る御船町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 2号 御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 3号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 第 8 議案第 4号 工事請負契約の締結について
- 第 9 議案第 5号 工事請負契約の締結について
- 第10 議案第 6号 財産の取得について
- 第11 議案第 7号 財産の取得について
- 第12 議案第 8号 令和4年度御船町一般会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第 9号 令和4年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第14 議案第10号 令和4年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第15 議案第11号 令和4年度御船町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第16 陳情第10号 上梅木地区からのスクールバス利用及び通学路の安全確保に関する陳情について（陳情）（継続審査）

2 出席議員は次のとおりである（13人）

- 1番 中城 峯雄 君 2番 井藤 はづき 君
- 3番 宮川 一幸 君 4番 福本 悟 君

5番 田上 英司 君 6番 増田 安至 君
7番 森田 優二 君 8番 岩永 宏介 君
9番 福永 啓 君 10番 田上 忍 君
11番 藤川 博和 君 12番 清水 聖 君
14番 池田 浩二 君

3 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 安田 哲也 君

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長	藤木 正幸 君	副 町 長	宮本 正 君
教 育 長	上杉 奈緒子 君	総 務 課 長	野口 壮一 君
企画財政課長	本田 隆裕 君	町民税務課長	畑野 英樹 君
福祉課長	西本 和美 君	こども未来課長	沖 勝久 君
健康づくり保険課長	作田 豊明 君	農業振興課長	井上 辰弥 君
商工観光課長	河地 克敏 君	建設課長	島田 誠也 君
環境保全課長	鶴野 修一 君	会計管理者	田中 智徳 君
学校教育課長	本田 恵美 君	社会教育課長	緒方 良成 君

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 報告第2号 専決処分の報告について

○議長（池田浩二君） 日程第1、報告第2号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（福永 啓君） 報告第2号、また同様の質問を、報告第3号でも行いたいと思います。

今回は法の改正による字句の訂正が主だったと思いますが、それ以外でも改正された部

分があるように、説明を受けたと思います。その改正によりどのような町民にどのような影響を与えるのか、そのあたりをわかりやすく答弁ください。

○町民税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

今回の改正によりまして、町民の方にどのような影響を与えるのかということでございますけれども、今回、まず固定資産税について申しますと、令和3年度の改正におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえまして、税額が上昇する土地について、令和2年度の課税標準額に据え置く特別な措置が講じられました。今回の令和4年度の改正におきましては、商業地等の宅地で税額が上昇する土地に対しまして、通常評価額の5%課税標準額が上昇するところを、2.5%に抑制することとなっております。よって、商業地等の宅地を所有する方におかれましては、税額の上昇幅が小さくなりまして、税負担が緩和されるということになっております。

また、住民税ですけれども、住宅ローン控除の要件が、新築住宅を建ててから、令和3年の居住開始までということになっておりました。それが、令和7年の居住開始までということで、4年間延長をされておりますので、この間に住宅を新築された方に対しましては有利となるということになります。

住民税において、所得税の住宅ローン控除を受けた方で、所得税から控除しきれなかった額がある方について、上限はありますけれども、翌年度の個人住民税から減額することができまして、税負担が減るということになります。

○9番（福永 啓君） 主に町民の負担を減らすという方向の条例案の改正だったかと思えます。ちなみに、この条例の改正案なんですけど、字句ですね、法律がこう変わったからここを変えなきゃいけないというのは、これは私たちの町の裁量が及ぶところではない、自動的に変えなければいけないところかなと思えますが、パーセンテージですとか期間ですとか、そのあたりで何か町の裁量がかなう部分の改正があったのでしょうか。

○町民税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

今回の改正は、ほとんど法令の改正によるものでございますが、1点だけ、町の裁量が及ぶところがございます。議案の説明資料の12ページを御覧ください。こちらの中段になりますけれども、25項で、法則第15条第44項に規定する、市町村の条例で定める割合が4分の3とありますけれども、この4分の3というところをどれぐらいの割合にするかとい

うことが、町の裁量に伴うものでございます。ここの割合につきましては、国の法令で3分の2以上、6分の5以下の範囲で定めるということになっています。近隣郡内町村と協議しまして4分の3とすることになりました。

○9番（福永 啓君） そうしますと、字句以外の部分において、町の裁量が可能な部分があり、その裁量の部分においては、上益城近隣町村と合わせて同じ利率にしたと。どこかが差が高い低いではなくて、同じ利率にしたと理解してよろしいでしょうか

○町民税務課長（畑野英樹君） 今、議員がおっしゃられましたとおり、郡内で調整して合わせております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 報告第3号 専決処分の報告について

○議長（池田浩二君） 日程第2、報告第3号、「専決処分の報告について」を議題とします。質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（福永 啓君） ここも今同様のがあったかと思いますが、先ほどの質問と同じように、個別に質問をしたいと思います。

法の改正による字句の訂正以外で改正された部分があるのか。また、改正によりどのような町民にどのような影響を与えるのか。字句以外の改正の部分で町において裁量が可能であれば、どこをやったかとか、そのあたりの御説明をわかりやすく簡潔にお願いいたします。

○町民税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

国民健康保険の社会保険としての性格から、負担能力がある世帯であっても、受益の程度とかけ離れた負担が課せられた場合、被保険者の納税意欲に悪影響を及ぼし、制度や事業の円滑な運営を阻害する恐れがあるため、国保税の課税額には一定の上限を設定してあります。今回、地方税法施行令の限度額改正に伴いまして、町の国民健康保険税条例を改正するものでございます。医療分の限度額が63万円から65万円へ2万円の引き上げとなりました。それから後期高齢者支援金分が、19万円から20万円へ1万円の引き上げとなって

おります。介護分は17万円の据置きとなりまして、課税限度額の合計は99万円から102万円ということで、3万円の増額となっております。

令和3年度におきまして、この3つの課税限度額がございますけれども、いずれかの課税限度額を超えた世帯というのが2,675世帯中、医療分におきまして32世帯、支援金分で43世帯、介護分で7世帯となっております。国民健康保険税の計算には所得割というのがございますので、この課税限度額を超える世帯といたしますのは、所得が高い世帯ということになっておりますので、それ以外の世帯につきましては、影響はございません。

ちなみにどれぐらいの所得があると、この課税限度額になってくるかというところを、試算になりますけれども、40歳から64歳の夫婦と子ども2人の4人家族で試算しますと、課税限度額となる場合が、支援金分で約600万円の所得、それから医療分で約687万円、それから介護分ですと約720万円の所得のある世帯が課税限度額になってくるということで、一番下でも600万円以上あれば、どこかの課税限度額になってくるということになります。

○9番（福永 啓君） そうしますと、今回は先ほどの改正とは真逆ですね。一定程度収入がある、一定以上収入がある方に対しては、負担となる、町民負担が増えるタイプの条例改正となると理解いたしました。

先ほどと同じ質問です。この額とかパーセンテージとか、そのあたりは、この御船町の裁量において上下させることは可能だったんですか。可能だったとしたら、なぜその金額に設定されたのでしょうか。

○町民税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

課税限度額につきましては、先ほども申しましたとおり、地方税法施行令の改正に伴いまして改正するものでございますので、町の裁量というものはございません。ただ、所得割、均等割、平等割という国保税の計算にございますが、その税率だったり、1人当たりの金額等につきましては、町の裁量によって決定するものでございますので、県内市町村それぞればらつきがあるというところがございます。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（池田浩二君） 日程第3、報告第4号、「繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（中城峯雄君） 3点についてお尋ねいたします。16ページ、子育て世帯臨時特別給付金事業2億9,000万円のうち、100万円だけが翌年度へ繰越しとなっておりますけれども、理由は何でしょうか。

○子ども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

子育て世帯臨時特別給付金の事業につきまして、100万円の繰越しをかけております。こちらにつきましては、申請の期限が4月28日まで延びたことによりまして、対象となるであろう人数を試み試算しましたところ、今回100万円分の繰越しとなりました。ちなみに実績につきましては3件、30万円の支出となっております。

○1番（中城峯雄君） はい、わかりました。2点目に地籍調査事業費が8,745万2,000円、これが全額翌年度繰越しということになっておりますけれども、この理由は何でしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

こちらにつきましては、国の1号補正、国土強靱化関連事業の優先枠によりまして、令和4年度事業を3月補正で計上し、繰り越しております。

○1番（中城峯雄君） 御船町は地籍調査が遅れておると聞いておりますけれども、現在町全対で進捗率はどれぐらいでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

進捗率につきましては、13.6%です。

○1番（中城峯雄君） まだかなり進捗率は遅れていますよね。いろいろな理由はあるでしょうけれども。はい、わかりました。

それと、19ページですけれども、水道事業会計で、翌年度繰越額が5,690万円計上されています。この理由として、説明書きに管布設工及び工程調整において不測の日数を要したためとなっておりますけれども、もう少し詳しく説明をお願いします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

この繰越額につきましては、3本の工事を繰り越しております。1件目が小坂地区配水管の布設工事、これが第2工区となっております。もう1件が高木校区甘木の配水管布設

替え工事、それからもう1件が木倉地区の四宮の橋への添架工事の3件となっております。1件目の小坂地区の布設替え工事につきましては、適正工期を設けておりましたけれども、既存の舗装の厚さが想定より厚かったことに加えまして、路盤等が改良されておりました、掘削に時間を要したため、工期の変更をしております。また、2件目の高木地区の布設替え工事につきましては、1工区の工事を待っての施工になりました。工事情勢により迂回路を確保する必要性がありまして、建設工事等の完了を待って工事を着手する、その工期を適正にするために変更したものでございます。3件目の木倉の四宮橋の添架工事につきましては、使用する部材の全国的な材料の品質等における問題を受けて、資材の納期が大幅に遅れたことによりまして、工期内の完了が困難になったことから、繰り越しして実施することとしたところです。

○1番（中城峯雄君） 理由はわかりました。高木の甘木地区が今年度から工事にかかります。私は地元ですから、事前に住民の協力を、要請を、一度は総会でやっておりますけれども、これから個別に、いつ頃から始まるのか、こういったことをきちんとやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○10番（田上 忍君） 今の中城議員の関連で、19ページの水道事業会計の件で、四宮橋の件で答弁がありました。材料がなかなか調達できなかったということですが、原因はそれだけですか。それとも、何か前の工程が遅れたからとか、そういうことはないんですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

当該工事につきましては、建設課の架橋の工事と併せて行っているものでございます。今回、水道事業として繰り越した理由としましては、部材の調達に時間を要したということでございます。

○10番（田上 忍君） その水道関係の工事としては、決められたスタート時期から開始したということによろしいんですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

当然、建設課側の工事進捗を見ながら施工しましたので、そういった調整は必要になったと承知してございますが、当課といたしましては適正に発注したと承知しております。

○10番（田上 忍君） もうちょっとはっきり言えばよかったですね。建設課の工事が遅れたから水道が遅れたとか、そういうことはないんですか。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

建設課の工事につきましては、進捗管理を行いながら、適正に進捗をしていたと認識をしています。

○10番（田上 忍君） わかりました。では戻って、16ページですが、民生費のところ、住民税非課税世帯の特別給付金事業が繰越しになっています。これの内容と説明をお願いします。

○福祉課長（西本和美君） 住民税非課税世帯等臨時特別給付金につきましては、令和3年度の専決11号で歳入歳出を組ませていただいております。実際令和4年度に入って、2月に非課税世帯等臨時特別給付金等についての通知を行いまして、3月末の時点でおよそ7割の方に支給が完了しております。残りの方に支給をするために、残っている額を繰り越しているというところです。

○10番（田上 忍君） そうしますと残りの方のは、これは多分申請方式ですね。だったらこの申請はいつまで受け付けるのですか。

○福祉課長（西本和美君） 該当になる方には確認書を送っております。送る際におおむね3カ月以内にお手続をお願いしているところですが、最終の締切りは9月末を予定しております。

○10番（田上 忍君） もう1つ教えてほしいんですが、この住民税非課税世帯という定義、これはいいです。

次いきます。土木費のところ、通学路等交通安全対策事業が全額繰越しされていますが、これについての説明をお願いします。

○建設課長（島田誠也君） お願いします。

こちらの案件につきましては、国の補正予算によりまして、昨年度の3月議会において補正予算で計上したもので、全額本年度へ繰越しとなっています。場所につきましては、町道高山中央線の測量設計費になります。こちらについては、通学路点検時に危険箇所として、また地元からの要望も上がっていた箇所になります。セブンイレブンの高木店からチサンカントリークラブ入り口までの交通量が多い区間の約300メートルを、改良と併せて歩道の設置を計画しているものです。

○10番（田上 忍君） 続いて、教育費のところ、御船中学校の体育館及び特別教室の改修事業、これも繰越しがかなり大きいんですが、これについての説明をお願いします。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

御船中学校の体育館の屋根と特別教室棟の屋根の改修工事ですが、こちらは昨年当初予算で設計費だけ組ませていただきまして設計をしておりました。3月の補正予算で工事費を国の予算が付きましたので、そこで補正を組ませていただきました。その3月の補正で組ませていただいた分を今年度繰り越しております。工事は今年度行う予定です。

○10番（田上 忍君） 次にまいります。次の17ページに公共下水道関係の事業が繰り越されていますが、この説明をお願いします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

まず、浄水センター耐震診断事業の繰越しについてですけれども、こちらにつきましては、国の社会資本整備交付金に係る熊本県の社会資本総合計画に基づきまして、御船浄水センターと滝川汚水中継ポンプ場に係る耐震診断の事業を今実施しております。令和3年度においては、御船浄水センターの管理棟の耐震診断を実施しまして、その入札残と、令和4年度国の1号補正予算に係ります耐震診断の費用が交付されますので、こちらと合わせて繰り越したものであるということになります。令和4年度については、滝川汚水中継ポンプ場の耐震診断を行うということとしております。

また、管渠点検調査及び浸水対策事業については、同じく社交金に係ります熊本県の社会資本総合整備計画に基づきます下水道施設のストックマネジメントに基づきます管渠点検、それから諸計画に係る事業ということを実施しております。

令和3年度につきましては、陣、小坂、滝川、木倉、御船地区の管渠点検を実施しまして、これの入札残と併せまして、令和4年度につきましては、残った管渠の点検と雨水計画等の全体計画の見直しを行うこととしております。

最後の公共下水建設事業につきましては、同じく社交金に係ります熊本県の社会資本総合整備計画に基づきます御船川右岸地区、木倉地区の下水道整備に係る事業になります。令和3年度につきましては、北木倉地区におきまして、地区説明会を開催させていただいた後、12月から着工し、着工した後の執行残を今回繰り越したものです。令和4年度につきましては、残った部分を施工するということとしております。

○10番（田上 忍君） 今、木倉地区と言われましたけれども、もうちょっと細かく、木倉地区のどのあたりなのかをお願いします。

○環境保全課長（鶴野修一君） 令和3年度のものということで、令和3年度につきましては、四宮橋周辺と既存下水道に接続します区域、清和自動車周辺の下水道の敷設を行っており

ます。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（岩永宏介君） この全体的な、例えば、年度内にその経費の支出が終わらない部分が一般会計、それからあとあるわけですが、これは特に今の議論を聞いておまして、やはりこういうのをあらかじめ示していただけないかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

今現在、繰越理由を示した一覧表というのは作っておりませんでした。御指摘の件、よくわかりますので、いずれかの方法で後日報告するようにしたいと思います。報告の方法について検討したいと思います。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第5号 事故繰越し繰越計算書について

○議長（池田浩二君） 日程第4、報告第5号、「事故繰越し繰越計算書について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る御船町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第5、議案第1号、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る御船町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る御船町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第2号 御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第6、議案第2号、「御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号、「御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第3号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

○議長（池田浩二君） 日程第7、議案第3号、「熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号、「熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第4号 工事請負契約の締結について

○議長（池田浩二君） 日程第8、議案第4号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○11番（藤川博和君） 議案説明書の33ページです。庁舎外壁の工事で、A工事、B工事と分けてありますが、この説明をお願いいたします。それと、工事契約が幾らだったですか、A工事、B工事です。

○総務課長（野口壮一君） 議案説明書の33ページで、A工事、B工事ということで表示をしております。A工事については、役場本庁舎の外壁工事が主たる工事になります。B工事については、本庁舎の上部の防水の工事ということになります。庁舎の外壁については、今回、議案でお示ししているとおりの契約金額9,893万4,000円です。それから、役場の屋上の防水工事については2,728万円ということになっております。

○11番（藤川博和君） この2件の工事を合わせた金額が大体1億2,000万円ぐらいになりますけれども、この庁舎の、この間の議案書の繰越しでありました1億3,310万円から引いた場合、大体その差額は幾らぐらいになりますか、予備費としての。

○総務課長（野口壮一君） 先ほどの繰越し計算書で1億3,310万円から、今の外壁それから屋上の防水工事、それからもう1つ、実際にこの工事の管理をしていただく委託料が生じてまいります。それが今のところ209万9,000円ほど予定をしております。この繰り越した1億3,310万円から今の契約等を控除した額に、残額としては478万6,100円ということで、今のところ予算の残が出るというものになります。

○11番（藤川博和君） なぜ工事金額をお尋ねしたかという、今年に入って、物価高によって建設材料が、私のところでも6カ月の間に、半年の間に4割から7割上がってきているとです。だから、その物価高を考慮されてからの今回の工事発注の金額になっていますか。

○総務課長（野口壮一君） 今議員指摘の燃料高騰それから物価高騰が今問題になっているということで、発注者側としても懸念しているところであります。今回の発注につきましては今年の4月の単価を採用して積算をして発注の手続をしています。今後、御指摘の物価上昇等を控えるためにも、本日議決をいただいた後に、早速緊急に工程会議等を開いて、その辺の対策を練っていきたいと考えております。

○11番（藤川博和君） 今課長が言われたあれで、この物価高を考慮したという件で、ということは、工事が完了するまで、まずこの設計変更になる以外は追加金額は発生しないということですね。

○総務課長（野口壮一君） 全ての工事の中に、契約約款の中の第25条に賃金または物価の変動に基づく請負代金の変更ということで規定がされております。同じようなこういう物価高等に対して、受注者それから発注者の協議により、その辺の対応をしていくというのが規定されていますので、こういう契約約款に基づいたところで対応していくというところにしております。

先ほど言いましたように、議決いただければ、明日、業者との工程会議を開催する予定にしております。今日、議員から御指摘いただいたものについては、受注業者に念を押して早目の材料確保等に指導していきたいと考えております。

○11番（藤川博和君） 今回の工事、これは10カ月ぐらいはかかるとは思いますけど、この間、結構期間が長いものだから、今言いましたように物価高騰が相当まだ続くと思いますので、

今度、来年の2月ぐらいですか、新しい庁舎が、リニューアルされることを待っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第5号 工事請負契約の締結について

○議長（池田浩二君） 日程第9、議案第5号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（中城峯雄君） 町道小敷田西往還線の改良工事で、これは地方創生道整備交付金事業ということで、前期から計画がありましたけれども、6,700万円計上されております。1点、確認ですけれども、この図面では確認できませんので、通学路はどのように造ってもらえるのでしょうか。

○建設課長（島田誠也君） お答えいたします。

説明資料の35ページをお願いいたします。こちらに今回の工事の平面図を付けさせていただいております。セブンイレブンの高木店の方面、北側の農地側に、現在も歩道が整備をされておりますが、今回道路改良に当たりまして、そちらのほうを手前に2.5メートル幅の歩道を設置する計画となっております。

○1番（中城峯雄君） ここに書いてありますね、2.5メートルの歩道ということで。それで、この箇所は御承知のように昔県道でバス路線で、曲がりくねって道路幅員が狭いので、近

くのセブンイレブンも移転するということで造成工事を始めておりますので、工期は来年の2月28日ということになっておりますけれども、できましたら早い完成をお願いしておきます。

○10番（田上 忍君） 工期が長いんですが、通行止めの期間とか、そういうのは今大体わかりますか。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

今回の改良工事におきましては、拡幅部分のまず北側の農地のほうに重機等を入れてバックヤード的なものを設けまして工事を開始する予定としております。本議案が承認された後、農地の借地契約も併せて行う予定としております。現行の道路をまずは通しながら、拡幅する部分から工事に着手をしていくということにしております。ただし、舗装における路盤工とか表層工とかをする場合は、片側通行止めを行いながら、工事を行う予定で、多少の影響は出るかと考えています。工事期間内における全面通行止めは現在のところは考えておりません。

○10番（田上 忍君） わかりました。ただ、今の答弁の中で、農地借地ということだったのですが、この町道は一部は借地になるわけですか。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

実際改良する部分については農地を購入することになりますが、購入部分よりもう少し北側のほうに作業をする場所というか、そういった農地を借り上げて工事の対応をしていくという意味でございます。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第6号 財産の取得について

○議長（池田浩二君） 日程第10、議案第6号、「財産の取得について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（田上英司君） 戸別受信機については、非常にありがたみがありまして、大変お世話になっております。今回、この300台をまた補充されるということで、町の保有はどのくらいになるのですか。

○総務課長（野口壮一君） 本戸別受信機につきましては、防災行政無線を整備した平成23年度時点で1,300基を当初に準備をしたわけですが、これまで令和3年度末までに1,163基を無償貸付をしております。残りが137基ということで、数量は在庫が少なくなってきたということで、今回コロナの臨時交付金を活用させていただいて、300台を調達するという計画であります。

○2番（井藤はづき君） ただ今、平成23年に1,300基購入されたということなんですけれども、今回購入されるものと、その当時購入されたものの違いなどありましたら、説明をお願いします。

○総務課長（野口壮一君） 今回の戸別受信機についても、今まで同様の機種で、何ら機能の変化というのはありません。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

野口総務課長。

○総務課長（野口壮一君） すみません、発言を訂正させていただきます。

私、平成23年と申し上げましたけれども、平成30年に整備して、平成31年3月に当初の機器を準備しておりますので、そこを訂正させていただきます。

○議長（池田浩二君） 井藤議員、よろしいですか。

○2番（井藤はづき君） はい。

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号、「財産の取得について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第7号 財産の取得について

○議長（池田浩二君） 日程第11、議案第7号、「財産の取得について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○7番（森田優二君） 確認ですけれども、今回替える2台です、これは大体何年ぐらい経っていますか。

○総務課長（野口壮一君） 今回の購入の更新については、既存の積載車が23年経過しております。およそ今25年以内をめどに交換をしていっている状況であります。

○7番（森田優二君） そしたら、今27年、25年をめどということでしたけれども、25年以上の積載車はどれぐらい残っていますか。

○総務課長（野口壮一君） 25年以上を経過した積載車は、今はもうございません。それ以内で今はずっと入れ替えをしているという状況です。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（田上英司君） これは今城と滝尾の2カ所と説明がありました。これは当然特殊車両でございますので、入札関係、今後ともこの会社1本でいかれるのか。その点を説明してください。

○総務課長（野口壮一君） 毎回、この小型ポンプの積載車を入れ替えるたびに、一応指名競争入札で5社ほどを選定して行っております。今回の契約相手方だけではなくて、ここを特定しているわけではありません。指名競争入札の手続により今回議案を提出させていた

だいております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号、「財産の取得について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12 議案第8号 令和4年度御船町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（池田浩二君） 日程第12、議案第8号、「令和4年度御船町一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（福本 悟君） 2点について、伺わせていただきます。まず1点は、全体のところで伺わせていただきます。

今回事前に提供されていますコロナの関係ですけれども、全員協議会で示されております事業の一覧表を見ますと、約4,700万円の一般財源が使われておりますが、まずはこれほどの一般財源を必要とするのか。またこの一般財源がどの事業に幾ら充ててあるのかをお尋ねしたいと思います。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

せっかく交付していただく交付金ですので、全て使い切るためにはある程度の一般財源を伴います。一つひとつの事業に幾ら一般財源を付けるという計算はしておりませんが、対象事業を積み上げた結果、総事業費から臨時交付金を差し引いた額として、一般財源がおっしゃったように出ております。いずれにしましても、予算執行の過程において、一般財源をなるべく使わないように財政部局としても留意してまいります。

○4番（福本 悟君） それでは、今回の事業がたくさん上がっておりますが、この事業に対して住民等からの要望を受けての事業化というのはあるのでしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君） はい、ございます。例えば、プレミアム商品券の補助、こういったものは商工会議所より要望を以前からいただいているものです。このほかに、保育所とか小・中学校からも要望があっており、こういったものに対応しております。

○4番（福本 悟君） 理解ができました。あと1点だけ質疑をさせていただきたいと思えます。歳出予算説明書の22ページになります。4款の衛生費の中の水道事業費、この繰出金として、今回水道料金の軽減事業が上がっておりますが、一般用、営業用、それぞれ基本料金を半年間、まずはこれについて説明を求めたいと思えます。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

当該事業はただ今議員からも御発言があったように、コロナ禍におきまして、原油価格それから物価高騰に直面します生活者、事業者に対しまして、水道料金の基本料金部分を6カ月間軽減する事業でございます。

○4番（福本 悟君） この説明書を見ますと、一般用で6,800件、御船町は5月末現在の世帯が7,354世帯あります。それでは、御船町において、地区水道は今現在どれだけありますでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

現在の御船町の水道普及率は92.56%となっております。地区水道につきましては、今6カ所を把握しているところでございます。

○4番（福本 悟君） それでは、ただ今の最後の質疑になりますが、平等性を考えていかなものかなと思えます。今回は水道事業の加入者のみに6カ月のこの軽減をされると。ただ同じところで地区水道もあると思うんですけれども、この平等性、こちらは大丈夫でしょうか。最後の質疑とさせていただきます。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

今回当該事業を制度設計するに当たりまして、今議員の御指摘の部分についても当然検討をいたしました。地区水道につきましては、給水施設の新設、改良、修繕等に要する経費に対しまして、これまで御船町地区水道整備事業補助金交付要綱に基づきまして、事業費の2分の1に相当する額を必要に応じ地区に対して負担軽減を図ってきたところで。また地区水道も生活に不可欠な給水施設でありますので、これまで施設の整備に関する要

望それから相談があった場合については、補正予算等で早急に対応をしてきたところでもございます。

このように、地区水道に対しましては、水道事業とは異なった形で継続的に支援を行っておりまして、今後も適宜支援を行っていくことから、受益者負担の原則を勘案しまして、今回交付金を活用した事業の対象とはしなかったものです。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（宮川一幸君） 2点についてお伺いします。まず予算歳出説明書の23ページです。防災の重点のため池にハザードマップの集中の看板という形で、今回委託費が1,400万円ぐらい計上されておりますが、これは令和2年度に一度たしか計上されているのかなと思っておりますので、その関連か、お伺いをいたします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

こちらにつきましては、令和2年度ハザードマップ作成との関連ということで、ハザードマップが作成された後の看板設置に係る補正予算を計上しております。

○3番（宮川一幸君） では、その看板はどういった看板を設置されるのか、お伺いをいたします。

○農業振興課長（井上辰弥君） まず、設置に至るまでの経緯ということで、ハザードマップの件について説明をさせていただきます。

ハザードマップにつきましては、令和元年度に施行されました農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づきまして調査を実施しております。その中で、農業用ため池として管理されている地域または水利組合から43カ所の届出がっております。そのうち、災害時に人的被害が発生する恐れのある34カ所の農業ため池を御船町地域防災計画に掲載しております。

またさらに、人的被害を与える恐れに関する具体的な基準、4つございますが、1つ基準を挙げれば、ため池が決壊した場合、100メートル未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるなど、4つの基準に該当する14カ所を農業用重点ため池として指定をしております。

ハザードマップにつきましては、令和2年9月から現地調査と、地域におきまして、地区役員、ため池管理者、ため池周辺住民、消防団などを参集しましたワークショップを行い、令和4年3月末に緊急時の情報伝達方法や避難場所などを掲載しましたため池ハザー

ドマップを作成、完了いたしております。この完了しましたハザードマップにつきましては、今年5月末にため池が位置する行政区の全戸にハザードマップを配布しております。

今回の補正につきましては、ため池が崩壊した場合、浸水想定区域や避難場所などを示したハザードマップの周知には、印刷物や紙媒体のみならず、QRコード、主に詳細な浸水想定区域を見ることができるなど、掲載した看板を活用することで、より効果的な情報共有を図ることができます。このため今回現地において、ハザードマップの情報を共有できる看板を設置するための委託料を計上しております。こちらにつきましては、県の補助100%です。

今後は、該当地区の住民の方々と設置場所等を協議の上、14カ所の防災重点農業ため池における周知用の看板を作成し設置する予定としております。

○3番（宮川一幸君） 今14カ所の防災重点箇所という形で説明がありましたが、今回の1,400万円の補正になった予算を計上したのはなぜか、理由を説明をお願いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

こちらの事業につきましては、コロナ禍の影響もありまして、令和2年度から着手しまして、令和3年度末にハザードマップ作成を完了しております。その後、県から看板設置につきましてはの予算配分ということで、3月末に情報がありましたために、今回の補正予算計上となっております。

○3番（宮川一幸君） すみません、もう1件、24ページです。交付金で原油価格の物価高騰により影響を受けている農業者を支援するため、150経営体に4万円という形で、今回600万円を計上してありますが、150経営体の詳細とかはわかりますでしょうか。お願いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

こちらにつきましては、原油価格や物価高騰によりまして、影響を受けている農業者を支援するものでございます。対象者は国事業であります経営所得安定対策等に取り組む農業経営体です。わかりやすく申し上げますと、米の需給調整のための生産調整として、水田で主食用米以外の農作物の販売を目的に生産する農業経営体に対しての支援です。経営体としましては150経営体を予定してございまして、こちらの水準につきましては、令和3年度経営体、実績として139経営体ありましたので、150経営体を支援する目的で予算を計上しております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（井藤はづき君） 何点かありますけれども、このままよろしいですか。

○議長（池田浩二君） そしたら、休憩を取ってからお願いします。

これより、11時20分まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

質疑に入ります前に、野口総務課長の発言を許します。

○総務課長（野口壮一君） 議決いただきました先ほどの消防の積載車の購入のところで、森田議員に25年を経過している積載車がないかということでお尋ねがあった分ですけど、各分団に配備してある積載車については25年を超えるものはありません。各分団で使用して、まだ性能がいいものを、機能別消防団に配備している分については、3台ほど25年を経過している車両があります。1年に2台ずつ入れ替えをしているところで、機能別で古くなったものと、また取り替えていっているといった現状です。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（井藤はづき君） 何点かお伺いします。まず歳入説明書の2ページですけれども、低所得子育て世帯とひとり親世帯の給付金が出ております。こちらは申請が必要になりますか。

○子ども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

基本的には申請の必要はない給付金となります。しかしながら、今年度の住民税が非課税であります高校生のみを養育されている世帯、転入とか未申告などによりまして、前年の住民税の課税情報が把握できませんでした世帯、それから新生児の世帯、また最後になりますけれども、コロナの影響を受けて収入が激減した、家計が急変された世帯につきましては申請が必要となっております。細かい数字は持ち合わせておりませんが、全体として95%は申請の必要のない方となっているところです。

○2番（井藤はづき君） では、5%の方は申請が必要ということなのですが、その申請が必要である方は、どのようにしたらそれがわかりますか。

○こども未来課長（沖 勝久君） 申請の必要な方につきましては、こちらで調べまして個別に通知を送るという形で対応させていただきます。

○2番（井藤はづき君） はい、わかりました。次ですけれども、歳入予算説明書の4ページ、歳出の8ページにも出てくるんですけれども、デジタル基盤改革支援補助金を活用した事業が出てまいります。この事業によってどのように変わるのか、説明をお願いします。

○総務課長（野口壮一君） 歳出の8ページで説明をさせていただきます。自治体のオンライン手続の推進ということで、国が進めるDX推進事業の一環ということで、マイナンバーカードを利用して、アプリなんですけど、マイナーポータルを取得していただいて、各自自治体の基幹システムとのオンラインの接続をしていくということになります。今回 LGWAN のサーバーの設定の変更を行うものであります。これが整えば、子育ての関係の手続、15の手続、それから介護関係の手続、11手続がオンラインによって申請等の手続ができるということになります。これを利用するに当たっては、マイナンバーカードのICチップの読み取り等も必要になりますので、カードを取得した方々がこういうオンラインより申請手続を行うことができることになっております。目標として令和5年2月までに完了して、それから稼働させるという予定にしております。

○2番（井藤はづき君） マイナンバーカードを活用した取組みということですが、御船町がまだマイナンバーカードを使ってコンビニ等で住民票を取得したりとか、そういったところがまだ進んでいないということが前から議論にもあがっていますけれども、そちらの進捗状況はいかがでしょうか。

○町民税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

町民の方からも、若い方等からもコンビニでの取得とかいう御要望もありますけれども、まだマイナンバーカードの取得率が5月末ですけれども、御船町で38.56%となっております。県内平均でいきますと43.91%となっておりますけれども、県平均よりも下回っているということで、もう少し増えてくればそういったコンビニを活用した証明書の交付等も検討していかなければならないと考えております。費用対効果の面もございまして、今後検討するということになるかと思っております。

○2番（井藤はづき君） 考え方が違うなと思ったのが、増えないからやらないではなくて、やらないから増えないんじゃないかなというところもあるのかなと思います。費用対効果というのがありますけれども、やはり取得しても使えないんだったらマイナンバーを作る

意味はないかなと思う方も多くはおられると思いますので、まずはこのマイナンバーを作ると何がよくなるのかというところを整備していくのが必要かなと思いますので、その辺はどのように考えられますか。

○町民税務課長（畑野英樹君） マイナンバーカードも、議員が言われますように証明書交付だけに限らず、今後は免許証としての利用、それから保険証としての利用も国で考えられております。ですので、多方面にわたっての利用というのがございますので、国の動向も見ながら、検討していきたいと思います。

○2番（井藤はづき君） では次にまいります。歳出説明書の3ページ、ウクライナ情勢に関する予算が出ておりますが、こちらはどこかからしてくださいと要請があつて取り組まれるのか、それとも町独自で取り組まれるのか、説明をお願いします。

○総務課長（野口壮一君） 今回のウクライナへの義援金につきましては、新聞等も掲載されていた経緯があります。平成4年5月2日付けの熊本県の町村会から今回のウクライナ難民支援に係る義援金についてということで、熊本県の町村会が指揮を執っていただいて、県内の自治体がこの義援金を支援していくという取組みです。町独自というわけではありません。熊本県町村会の呼びかけに応じているという形になります。

○2番（井藤はづき君） そうしましたら、町村会からの指導のもと、御船町だけではなくて全ての町村で取り組まれるということですね。

次ですけれども、歳出の6ページに、元気な地域づくり支援事業というものが出てきますけれども、こちらは前回もこの事業はありましたが、同じように当初予算で組まれている30万円の分と合わせて利用できるという認識でよろしかったでしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君） 合わせて利用ができます。当初予算で既に30万円掛ける11地区分組んでおりますが、今回それに合わせて追加分として15万円を増やしますので、合計45万円までの交付となります。

○2番（井藤はづき君） では、合わせて45万円の事業ができるということなんですけれども、これは11地区とあるんですけれども、新たに申請してこの交付金を受けたいというところがあったら、新規での申込みというのはできるのでしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君） 今の予定としては、旧小学校区10校区と、それに旧袴野小・中学校の1校区を合わせて11地区で、これは限定しております。

○2番（井藤はづき君） はい、わかりました。次が、歳出の12ページです。保育対策総合支

援事業とありますけれども、内容の説明をお願いします。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

保育対策総合支援事業につきましては、保育所等において職員の方が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費のほか、感染予防のために必要な衛生用品などの経費を支援する国庫補助事業となっております。具体的には、職員の方が勤務時間外に消毒、清掃作業を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当などの割増賃金、またそういった消毒、清掃等を行う場合には、非常勤の職員を雇い上げされた場合の賃金などが想定されます。

また施設の感染予防対策の一環として、保健衛生品ですけれども、マスク、ゴーグル、エプロン、手袋、ガウン、タオルそれに消毒液などの衛生品の購入が対象となっているところです。施設の定員により限度額が異なります。30万円から50万円と、定員の状況で補助の額というのが変わっているところです。

○2番（井藤はづき君） わかりました。人件費から消耗品費まで柔軟に使える交付金ということですね。

18ページです。こちらに研修旅費が出ていますけれども、上益城5町ごみ処理施設整備の環境アセスメント等に係る先進地視察ということで、関西方面、関東方面にそれぞれ1泊2日で費用が出ています。こちらは具体的な視察先というのは決まっているのでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

予算の承認をいただく前でするので確定しているものではございませんが、予算の提案に伴いまして、幾つかの視察先の候補地を検討しております。視察先の候補地としましては、現在廃棄物処理施設に係る環境アセスメントに取り組んでおられる自治体、それから本事業に類似する官民連携事業に取り組み、令和11年度からの稼働を目標とされている自治体、地域と連携した施設整備に取り組んでおられる自治体、エネルギーの利活用方法において先進的な取り組みを行われている自治体などをピックアップさせていただいておりまして、承認後速やかに先方との日程調整等を行うこととしております。

○2番（井藤はづき君） わかりました。また具体的に決まり次第情報提供をお願いしたいと思います。

次に27ページです。プレミアム商品券事業が出ておりますけれども、こちらの説明をお

願います。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

こちらはプレミアム付商品券の販売事業になります。小規模店のみ使える商品券と大型店それから小規模店の共通で使える共通券の2種類を考えておりまして、商工会へお願いして販売をするものです。

○2番（井藤はづき君） これまで何度かされてきた中で、いろいろな課題があったかと思いますが、今回はどのような販売方法だったり、どのような工夫をされるのか、お伺いします。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

これまでのプレミアム付商品券につきましては、制度設計の面で、事細かに町が設計しまして、商工会に販売をお願いしておりましたが、今回は、商工会に自由度を持たせましてお願いするという点が違うかなと思います。したがって、プレミアム率設定、それから販売の方法などにつきましては、商工会のノウハウを生かしながら販売できるかなど。それによってよりよい効果が出るのではないかと考えております。

具体的な内容はこれから商工会と詰めていくことになりますけれども、例えば上限の冊数を減らして販売する、あるいはスタッフを増員する、といった工夫をできればいいなと考えております。

○2番（井藤はづき君） では、詳しいところはこれから決まっていくということですが、これは時期はどのくらいの時期に実施しようとか、そういったものはまだ決まっていますか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えします。

これから商工会といろいろ打ち合わせをしていくということになりますけれども、一応、商工観光課で見込んでおりますのは8月から来年の1月までできればいいなと考えております。

○2番（井藤はづき君） わかりました。併せて、28ページにお買い物券事業というのも出てきますけれども、こちらの説明をお願いします。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

こちらは5,000円分のお買い物券を全世帯へ配布するものでありまして、原油価格の高騰それから物価高騰の影響による各家庭の負担増に対しまして支援するものです。

○2番（井藤はづき君） こちらは使えるお店はどういったお店なのかというのと、この前は飲食店限定だったと思うんですけど、今回はどのような制度設計をされるのか。また、こちらにも商工会に任されるのか。そういった説明をお願いします。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

使えるお店につきましては、小規模店それから大型店共通で使えるように考えたいと思っております。プレミアム商品券と同時期に行う予定でありまして、相乗効果で効果が上がるように期待をしているところです。こちらにつきましては、町で全て事務を行いまし、町から各家庭に配布をすることを考えています。

○2番（井藤はづき君） この使えるお店というのもプレミアム商品券が使えるお店と同じと考えていて間違いないでしょうか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

お見込みのとおりです。

○2番（井藤はづき君） あと3点あります。29ページ、観光交流センター自動ドア改修工事とありますけれども、こちらの説明をお願いします。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

こちらは、観光交流センターの出入り口が引き戸になっておりまして、今は手を接触しないと中に入れないという状態にあります。したがって、非接触型にするために自動ドアに改良しようというところです。改良の場所につきましては、今の入り口に向かいまして、左手にちょっと広いスペースがあるんですけども、そちらに設置をする計画です。

○2番（井藤はづき君） 今自動販売機が置いてあるところの入り口ではなく、奥の入り口、子ども、ゆうゆうのほうの入り口ということでしょうか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

自動販売機のすぐ横に出入り口がありまして、そのすぐ横に1間半くらいの窓が設置してあります。そちらになります。

○2番（井藤はづき君） では今使っている入り口はそのまま、それとは別にもう1つ入り口を設置するという形かなと思うんですが、その工事をされるときに、あそこの自動販売機が邪魔になるから移動するとか、そういった想定があるのかどうかですね。なぜかというと、恐竜博物館側から見て、観光交流センターの入り口が自動販売機があることで見えにくくなっていて、それも動線の障害になっているのではないかという意見もありますの

で、そういった視点でお伺いするんですけれども、いかがでしょうか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

自動販売機につきましては、以前から博物館より、観光交流センターが見えにくいという御指摘をいただいております。そこは今検討をしているところです。

それから、工事期間中の自動販売機が邪魔になるのではないかとということですが、そちらについては、今後受注業者と確認しながら工事を進めていきたいと考えています。

○2番（井藤はづき君） 続きまして34ページです。こちらに中学校の体育館ですか、鳩の駆除の予算が出ていますけれども、この予算額というのはどういったふうに見積りを取られたのか説明をお願いします。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

今回鳩の対策をするんですけれども、鳩が鳥獣保護法で個人捕獲したり駆除したりすることを禁じられていますので、専門の業者に今回依頼することとしました。方法が、箱わなによる捕獲を考えております。見積りににつきましては、有害鳥獣捕獲の申請の手数料だとか、あと餌づけの費用です。そのほか設置費用、鳩がわなに入っているかどうかを確認する費用だとか、あとその鳩の処分費用です。一応、3カ月程度考えておりますので、そういう費用が含まれております。もしその間に捕獲が終われば、これだけの金額はかからないかと思っております。

○2番（井藤はづき君） 何でお伺いしたかという、いろいろ調べたんですけど、この金額が高いのか安いかわからなかったの、そういった判断は、比較検討とかそういったのはされたのかなと思ったんですが、いかがでしょうか

○学校教育課長（本田恵美君） 私たちもなかなか経験がなかったものですから、何社か業者には確認しております。実績も今までこういう施設等の捕獲の実績のある業者から見積りを取らせていただいております。

○2番（井藤はづき君） 最後です。36ページ、英語劇の内容が入っています。予算が上がっていますけれども、こちらは英語劇の今後の計画など決まっている範囲で教えてください。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

この英語劇に関しましては、平成6年度から、今回で25回目を迎え、本町で取り組んでいた英語劇であります。町内の小学校、中学校に募集をかけ、希望した児童生徒にミュージカルの英語を披露してもらおうというもので、併せて台詞等や歌も全て英語で披露するも

のです。アメリカのモンタナ州のミズーラ市にある子ども英語劇場、ミズーラ英語劇場から演技指導者を招いて、英語で指導を受けていくものであります。また、ALTや英語に堪能な町民の英語指導ボランティアが通訳、演技指導の手伝いをさせていただいて、演奏を音楽大学や高校生の学生ボランティアによって協力していただくというものであります。

○2番（井藤はづき君） お伺いしたいのは、コロナ禍の影響でこれまで2年ですか、中止になってきたんですけれども、今年こそはということで予算付けがされていると思います。今後の動き、いつ頃から練習が始まってとか、呼びかけをしてとか、そういった計画が決まっている範囲でいいのであれば教えていただきたいというのと、今回、モンタナ州との40周年の事業として実施するから増額ということかなと思うんですが、それもどのように変わるのかというところの説明をお願いします。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

まず予定としましては、計画は11月に予定しております。6月から7月にかけて、小中学校に募集をかけ、ALTや町内のボランティアの方に指導を受け、2カ月前から実際に練習をしていくと。そして、最後の1週間にミズーラから来ていただいて指導をしていただくというものであります。

それから、これは40周年記念で特別に指導者を増やすとか大々的にするというものではありません。もともと今年この英語劇を計画していた中で、40周年というお話がありましたので、冠をつけて併せて事業を行っていくというものであります。

○2番（井藤はづき君） そうしましたら、40周年ということで、内容が特に変わることはないということなんでしょうか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

内容につきましては、これまでの劇と変わりはありません。

○2番（井藤はづき君） 内容が変わらないんだったら、どうして70万円補正予算がかかるのかなというのが疑問なんですけれど、いかがでしょうか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

英語劇に関しましては、当初見積りの中で、歳出をもらっていたんですが、全国にこの英語劇を、本町以外に3カ所ほどされております。招聘に当たって、旅費とか費用弁償、それから英語劇で使用します衣装を輸送していただく、そういう費用が3カ所ありましたので、按分して費用を算出してもらっていたわけですが、今回、今年まだ手を挙げている

のが御船町だけということで、割高になったということで増額の計上をさせていただきました。

○2番（井藤はづき君） そしたら、この説明が違うのかなと思います。この40周年事業として実施のため増額ではなくて、参加自治体が減ったからということですね。はい、わかりました。

○10番（田上 忍君） まず、先ほどの井藤議員の関連で、マイナンバーの件がありました。マイナンバー取得率がまだ38.幾つということで、これをアップしたいということだと思いますが、今何か町独自で努力されていますか。それともこれから何かやるとされていますか。

○町民税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

マイナンバー交付の増加のために町独自で実施しておりますのが、月末の日曜日にマイナンバーの申請の受付をするというのと、月に1回ですが、土曜日にも受付をするということでやっております。なかなか、今年県で大規模な事業所について出張して申請を受け付けるということも行いますけれども、まだ当町でそれに参加する企業はまだございませんので、今のところまだ参加はしておりませんが、今後、そういうのにも参加するという予定しております。

○10番（田上 忍君） そうしましたら、じゃあマイナンバー交付まで、要するに手元に届くまでの流れとおおよその期間というのを教えてください。

○町民税務課長（畑野英樹君） 手元に届くまでの期間ですけれども、詳細には私も把握はしておりませんが、以前は申請して、それから役場にカードを取りに来ていただくときに暗証番号をそのときに入力していただくということで、期間が長くかかっておりました。最近では、申請のときに来庁していただいて、暗証番号を設定していただくということで、期間を短くできるような方式をとっております。最終的に、先ほど言いましたように、トータル何日かかるとかいうところまでは把握はできておりませんが、期間が短縮できる方策を進めているところでございます。

○10番（田上 忍君） たしか、まず個人が申請して、そして個人に通知が届いて、そしてまた役場に来て、それから役場でセットアップということがあったと思うんですよね。以前は、まずその暗証番号のセットアップですか、それをやるためにかなり期間があったんです。要するにいつ来てもできる状況ではなかった。来てから、あなたはいつですよという、

そこで予約せなん。そしていつがいいですかと、そのいつがいいですかと、なかなか予定は立たないと思うんです。立たなかったんですよ。今もそういうシステムになっているのかどうか。今までにそうやって通知をもらった方はどうすればいいんですか。今は暗証番号を最初の申請時に入れるとなっているんですけど。昔のやり方で、通知をもらったけど、それからなかなかずっと来れないで、ほったらかしにしている人もいるわけです。そういう人たちはどうなるんですか。

○町民税務課長（畑野英樹君） 以前に通知をいただいて取りにこられていない方とかいらっしやいます。その期間がございまして、期間がどれぐらいだったか資料を持っておりませんので申し訳ありませんが、期間を過ぎますと再度申請していただくということになります。そういう方には個別に申請書をお送りしております。

先ほど言いましたように、最初的时候は、まず申請していただいて、カードができて、取りにきていただいて、そこで暗証番号を入力するという形で、2回役場に来ていただくということが必要なときがございました。最近では期間が短縮するように、申請時来庁方式という形をとっております。申請のときに来ていただいて、暗証番号も設定して、あとはカードを特定記録で個人へ直接郵送いたしますので、届くのを待っていただくという形で、期間短縮を図っております。

○10番（田上 忍君） そうすると、以前申請して二度目に役場にもらいに来てない方のカードというのは、もう役場に来ているということなんですね。それで、期間終了した人には期間が切れた方にはもう一度申請し直してくれという通知を出されるということだったんですけれども、ではそれがどれだけの期間なのか、後でいいから教えてください。

では、最初のほうからいきます。予算説明書の歳出の4ページです。入札の参加資格審査管理システムとありますけど、もう電子入札が始まっているんですが、なぜ今頃になってこういうのが出てきたのかというのがわからないので、教えてください。

○総務課長（野口壮一君） 今回提出しております予算は、電子入札前の段階での手続になります。2年に1回の指名願を各事業者から出していただくと。今、紙媒体で町に出していただいているわけなんですけど、この手続を電子化して、1回ごとに約2,000件ほどの指名願の手続が出てきます。これを電子システムの管理システムのほうに移行して、御船町に指名願を出したいという事業者が、本システムにログインしていただいて、そこから町も、その申請された内容を精査し、受領書を申請した業者に送り返すと。窓口での対面の軽減

が図られるとともに、ペーパーレス化あたりも図られるというものになります。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。続いて5ページですが、コロナ対策で、タクシーとバスで補助金が出るんですけども、タクシーについて、内訳等を教えてもらっていいですか。

○企画財政課長（本田隆裕君） この補助対象なんですけれども、御船町で事業所を設置されております事業所になります。麻生タクシーと御船タクシーになります。台数の内訳ですけども、麻生タクシーが18台、御船タクシーが7台、それからバスですが、麻生交通のコミュニティバス2台となっております。

○10番（田上 忍君） 今聞きますと各業者ということですけども、個人タクシーとか、そのあたりについては考慮されていますか。

○企画財政課長（本田隆裕君） 今回は、法人事業所を対象としております。それで、町が把握している個人タクシーは御船タクシーに加入されているということ把握しておりますので、個人タクシーについても町で把握している範囲では補助が行っていると認識しております。

○10番（田上 忍君） 続いて、歳出の8ページ、よく出るんですよね、システム改修が。今回どのようなことをやるのでしょうか。そこをお願いします。

○総務課長（野口壮一君） 先ほど井藤議員からも質問があったところなんですけど、上段の71万5,000円については、先ほど説明しましたように、マイナポータルから入っていただいて、町の基幹システムに接続をしていただいて、各種申請です。先ほど言いましたように、子育て関係の業務15業務です。それから介護関係の11業務の手続がオンラインの接続によって申請が可能になるというものになります。

そこの中間のLGWANのサーバーの設定を今回変更のためにやる予算ということになっております。それから下のほうです、これも国が進める各自治体のシステムの平準化を進めてあります。本システムに移行するに当たって文字の入替えが必要になります。現在は、MS明朝体ということになっておりますけど、国で統一される文字が、IPAMJ明朝という書体に変わりますので、その辺を文字の入力を変換するシステムを変えていくという予算になっております。

○10番（田上 忍君） では、あと続いて、歳出の16ページです。ここもシステム改修が出ているんですよ、73万3,000円。システム改修が毎回こうやって補正予算、当初予算もそう

ですけれど、出てくるけど、かなりかかるんですよ。まず、ここの73万円かかる理由を教えてください。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

システム改修の費用に関してですけれども、今回、給付金の事業で行うところでございます。今年度の事業を給付金事業として行っていく上で必要な非課税世帯の抽出であったり、抽出を行った後の口座情報とのひもづけ、また非課税世帯との課税台帳の突合などのセットアップを行います。また検証作業を当然行う必要がございますので、その分の経費として73万3,000円が計上されているというところでございます。

○10番（田上 忍君） 今2点、システム改修の件だったのですが、このシステム自体は、たしかRKKコンピューターサービスだったと思います。このRKKコンピューターサービスのシステムを使い出して、もう何年になりますか。

○総務課長（野口壮一君） RKKのシステムを使い出して何年かということですけど、正確な年数は把握をしておりますが、当初からこのRKKのシステムを使わせていただいております。年数は、後でお答えしたいと思います。

○10番（田上 忍君） 当初からということは、もうかなり昔からということだと思いますが、今回の金額であっても、結局は相手の言うなり、どこかと相見積りとかそういうのは多分できないと思うんです。もう向こうがこの金額と言うとこの金額にせないかと。それは高いか安いかは多分判断できないかと思うんですよ。私が思うのは、根本的にRKKコンピューターサービスのシステム自体をどこか別のシステムに入れ替えるとか、そういう考えはないんですか。そういうことの検討とか、そういうことはやっていませんか。

○総務課長（野口壮一君） 先ほども言いましたように、当初からRKKをお願いをしているわけなんですけど。RKK独自のシステムを作られて、いろいろな情報をひもづけられていますので、そこをまた別業者をお願いするというのは、なかなか今までの経緯も踏まえたところで難しい面があります。このようなものを解消するのも国が進めておられるシステムの平準化がそういう目的で国も動き出しているというところですよ。

ですので、全国の自治体が統一的なシステムを使うようになれば、そこ辺は解消されていくものと認識をしております。

○10番（田上 忍君） 今言ったのはそういうことではなくて、ずっと昔から使っているからもうここでないといかんという頭があるわけでしょう。もうちょっと安くするために、ほ

かの業者と一遍比べてみらないかと、そういうところはないんですか。ほかにもこうやって実際のシステムを作っている会社がありますよね。今のRKKコンピューターサービスは熊本の会社ですけど、熊本だけではなくて四国とか、あと本州のほうもかなりやっています。それは知っています。だから、全国的に使っているシステムだと思うんですが、でも経費を削減するためには、思い切ってどこか別の会社と1回見比べてみると、そういう点もあると思うんですけれども、その辺の考えはないですか。

○総務課長（野口壮一君） 今議員が御指摘のところは私たちも認識をしているところなんですけど、各自治体、行政システムあたりを採用するに当たって、今議員が言われましたように、ほかのシステムといいですか、独自の行政システムを使っているところというのは、あるというのは私たちも認識をしております。今後の課題ということで、その辺は検討させていただければと考えております。

○10番（田上 忍君） ぜひ、1回でもいいから見比べてみてください。後でいいので、何年使っているかについて教えてください。

あと、続いて、先ほど井藤議員からも出ました、歳出の18ページ、視察です。どこへ行くかそこ辺は目的も聞きました。ただ、ここで思うのは、どうして町の予算で行かなければいけないのかなというところを思いました。町長と担当課長が行かれるかと思うんですが。

今回のごみ処理場を造るのは、町単独で造るわけではない。5町で造る。だったらそっちのほうの、一部事務組合ですか、そちらのほうの予算で行くべきではないかなと思ったんですが、その辺はいかがでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

今回の旅費の提案に関しましては、環境アセスメントが実施される自治体といたしまして、御船町が今後手続上環境アセスメントへの各段階における意見をしていく必要があります。また、先ほどの井藤議員の質問への答弁です。こちらでも視察先の部分について、一部触れさせていただいておりますけれども、地域活性化策についても、今後御船町として施設を中心にどのような地域づくりができるか、先進地視察を通して検討していきたいということから、今回御船町での支出を判断したものです。

○10番（田上 忍君） そうしますと、これからも、今後広域連合で造っていく計画であるけれども、町単独で、こうやって予算必要なものがこれからも出てくるということでいいで

すか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、御船町で行うもの、また広域連合等で行っていくもの、様々あるかと思えます。必要に応じて予算については御提案をさせていただきたいと思えます。

○10番（田上 忍君） これについてはわかりました。でも以前の説明では、町単独での予算はあまり要らないということを知っていたかと思えました。

続いて、26ページです。緑の村のトイレ改修、これは非接触型にするということで出ております。非接触型ということは改修はわかりますけれども、その前に、トイレ本体が使用不可で使えなかったということがありますが、これについては、本体のほうはもう修理されているのでしょうか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

議員御指摘のトイレにつきましては、もう修理を行っているところです。

○10番（田上 忍君） わかりました。もう全部修理して、使用不可はないということで、認識してよろしいですね。

最後です。歳出の38ページに、休校時に伴う給食食材費の補償がまた出ております。以前も私ここを質問したと思うんですが、どうして、補償しなければいけないのか。だから、事前にわかっている分については、休校にするとわかっている分については、何とかならないものかなど。多分これは学校給食課に対する支払いだと思うんですが、この辺をもうちょっと何とかならないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

今回提案しておりますコロナ対策に関する、給食の破棄の費用のことだと思えますが、このコロナ対策の申請に関しまして、食材を前もって申請する必要がありまして、今回パンと牛乳を対象としております。牛乳に関しましては、賞味期限が10日ほどありますので、昨年実績はあっておりませんが、今後も休校が長引いた場合に可能性があるというところで牛乳も挙げております。パンに関しましては、2日前までにわかってないと、配達をする段階で工場のほうで廃棄となります。昨年も廃棄をした実績がパンはあっております。こういうパンとか牛乳も給食以外には使えないような仕組みになっておりますので、どうしても急に休校が決まった場合などは廃棄をせざるを得ない場合が出てきます。休校とい

うか、昨年については学級閉鎖です。学級閉鎖によりパンの廃棄をしているような現状になっております。

○議長（池田浩二君） これより1時15分まで休憩を取ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時15分 休 憩

午後1時15分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで、畑野町民税務課長の発言を許します。

○町民税務課長（畑野英樹君） 午前中の田上議員の御質問に対しまして、お答えをさせていただきます。マイナンバーカードの保管期間がどれぐらいかということだったと思いますが、通常、マイナンバーカードの交付通知書を送付しまして、一定期間を経過しても申請者の方がマイナンバーカードを取りに来られない場合、カードの交付通知書という、督促状になりますが、取りに来られない場合には、廃棄する、いつまで来られない場合は廃棄しますという旨の文言を添えまして通知書を送ります。その交付通知書を送付しまして3カ月経過しましても来られない場合に、その保管期間に従いまして廃棄をしていくという形になります。ただ、今新型コロナウイルスがまん延しておりますので、この通常の措置というのは行わず、当面マイナンバーカードは保管するような形となっています。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。ちなみに今保管している枚数というのはわかりますか。

○町民税務課長（畑野英樹君） ここ最近申請をされた方も含めまして、今、町民税務係で保管していますカードが約240枚となっております。

○10番（田上 忍君） そうしますと、先ほど交付率が38.何%ということだったんですが、その200人を加えたらもうちょっと上がりますよね。そこを何とかこれからしていくべきではないかと思えます。入っていないんでしょう、その200人の分は、交付率の中には。

○町民税務課長（畑野英樹君） 交付率の中には、この保管しているカード分は入っておりません。

○議長（池田浩二君） 次に、野口総務課長の発言を許します。

○総務課長（野口壮一君） 午前中に同じく田上忍議員から、今の行政システムですね、R K

Kになって何年になるかということだったと思います。現行システムの御船町の総合行政システムは、平成17年度より運用を開始しております。よって17年経過をしているという現状になります。

○議長（池田浩二君） 次に、緒方社会教育課長の発言を許します。

○社会教育課長（緒方良成君） 午前中の井藤議員の子ども劇につきまして、補足して説明させていただきます。今回の補正に関しましては、新規ということではありませんが、今回につきましては、熊本県とモンタナ40周年交流の記念事業といたしまして、再度この事業を継続して実施したいということで、県や関係機関と連携しながらの事業ということで進めていくというものであります。

○2番（井藤はづき君） そうしましたら、40周年記念ということで、以前と当初予定していたものとは少し違ったものになってくるということでしょうか。それともさっき説明にありましたとおり、参加自治体が少なくなったからという理由の増額なのか、もう一度確認です。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

内容が変わるというものではありません。やはり今回の計上につきましては、参加がなかったということで、割高になったということでの計上であります。

○議長（池田浩二君） ここで、引き続き一般会計補正予算の質疑を行います。

○6番（増田安至君） 歳出説明書の3ページになります。タイムカードレコーダーの故障による購入とあるんですが、御船町はまだタイムカードでの出勤管理なのでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 今回計上しておりますのは、従来のタイムカードの機器の購入ということにしております。ICカード等を使った出退勤管理のシステムもあるわけなんですけれど、ちょっとかなり高額にもなるということで、当面まだタイムカードでの管理をしていくという形になっております。

○6番（増田安至君） 今回は故障のための購入ということで1台なんですけれども、多分職員通用門のところに置いてあるタイムカードと思うんですけれども、これだけ個人情報が増え盛んになって、一般の我々一般企業に勤めている者は、携帯電話でいいとか、いろいろな管理にもなっているわけですよ。これだけDXが進んでいて、先ほどの質問であったように、コンピューターのシステム改修とか、いろいろ話になっているのに非常に違和感を感じますので、今後の検討の材料にしてもらって、全館、この勤怠管理の時間をチェック

するだけでも随分な仕事量になるんですよ。ぜひ御船町でも検討された方がいいのかなと思います。

○総務課長（野口壮一君） 今議員がおっしゃるように、先ほども言いましたように、出退の管理がちゃんとできるようなシステムというのは、私たちも認識はしております。次回入替えの際には、その辺をしっかりと踏まえた上で対応していきたいと考えます。

○5番（田上英司君） 歳出の予算説明書の31ページです。ここにコロナウイルス感染対策衛生消耗品の計上があります。そして、これを備蓄するための倉庫が3棟という予算があるんですが、これはどの規模で、衛生消耗品はどういうものがあるかというのは、先ほど課長の答弁にいろいろございましたので理解しました。

これをどこにどのレベルで保管されるのか、知りたいと思います。

○総務課長（野口壮一君） 今回購入をします備蓄倉庫ですけど、場所は熊本地震の際に支援をいただいたコンテナが置いてあるところなんですけど、そのコンテナが小さいというものと機密性に欠けているということで、今回プレハブの倉庫を入れる予定です。場所としては北田代の分館それから田代東部分館の敷地、それから七滝分館の敷地の中に、この3カ所に入れさせていただくというものにしております。

○5番（田上英司君） 歳出予算説明、ずっと見ておきますと、非常に大切な項目等も書いてあるんです。ところが、午前中にごみ処理の先進地視察という銘打って町職員が行くということに非常に違和感を感じておまして、ほかにはさっき言いましたように、立派な仕事の内容が書いてあるんですが、このままでいけば、私個人としてはこの予算書に対しては反対をしようと思っております。

○12番（清水 聖君） 午前中の井藤議員の質問の中にありました鳩の件ですけれども、これがやはり高いか安いかわかりません。現に進入しているんですね。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

鳩につきましては、昨年の冬頃から体育館のほうに鳩が入り始めています。大体1羽から2羽、多いときで3羽ぐらいが入ってくると聞いています。

○12番（清水 聖君） 保護鳥だからやたらに扱えないということだったと思います。それがたしか檻を設置するとか餌づけをするとか言われましたですね。檻はどんな檻なんですか。

○学校教育課長（本田恵美君） 業者からは箱わなと聞いております。

○12番（清水 聖君） わかりませんが、それを捕まえる、そして処分すると課長はおっしゃいました。その保護鳥を殺処分なのか、どういった処分をされるのか。殺処分だったら問題はないのか、お願いします。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

先ほど少し触れましたが、鳩については鳥獣保護法で個人で捕獲したり駆除したりすることは法律で禁じられているということで、専門の業者に依頼することになります。その中で、鳩の回収処分と見積りの中にはあるんですが、具体的にその処分の方法というところは、すみません確認しておりません。

○12番（清水 聖君） はい、わかりました。それから、何回も皆さんが質問しておられますが、先進地視察、町長以下職員2名行かれるようになっております。御船町が処分場の請元ということではありますでしょうか、これは広域連合で進めている問題です。それで広域連合から出していただくのが筋ではないかということも言われました。職員は町からの予算でもいいと思いますが、町長も広域連合にいつも行かれて話し合いをしておられます。町長の分だけでも広域連合から出せないのか。いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 今回は新たにアセスが始まるということで、私たちも初めてのことで、私たちの気持ちとして、どうしても確認しながら進めてまいりたいと、安全性を取ったということで、今回視察に行かせていただきます。今回、町でも行きますけれども、一緒に広域連合からも行きます。広域連合の職員は広域連合から支出があります。あくまでも、私も含めて、町からの出席となりますので、町からの支出という形で、広域連合でできることは広域連合でしていく、町でしていくことは町でしていくという最初の取り決めどおりにやっておりますので、こういった形をとらせていただきました。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（中城峯雄君） 3点ほどお尋ねいたします。歳入説明書の3ページですけれども、財政調整基金の繰入れが1億100万円計上されております。これによって基金残高は幾らになりますでしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

まず、令和3年度末の財政調整基金の残高が100万円単位ですけれども、14億1,800万円となっております。今回、約1億円取り崩しますので13億円ちょっとになります。ただ、今回財政調整ということで、いったん取り崩しますけれども、また令和3年度の決算剰余

金がありましたら、またその分の幾らかは積み立てますので、また令和4年度末にはこれ以上の基金の残高が見込まれることも想定しております。

○1番（中城峯雄君） 随分増えてきましたけれども、この金額は繰入れではないですか。繰り入れるから、令和3年度からプラス1億円増えるのではないんですか。

○企画財政課長（本田隆裕君） 今回の歳入歳出の予算を立てる中で、財源不足分を今回財政調整基金から取り崩して歳入に入れるということです。なので、いったんは基金残高は減ります。

○1番（中城峯雄君） 歳出のほうで減っているということですね。ちょっとそのからくりがわからんとですけれども。単純に令和3年度末で13億円あったら、これを繰り入れますということなら、これは増えるのではないかなと思って。

○企画財政課長（本田隆裕君） 令和3年度末の基金の残高は14億1,800万円です。この残高から今回の補正予算の財源としていったん1億円ちょっと取り崩すということです。

○1番（中城峯雄君） そこはちょっとまた教えてください。ここで議論していても。

もう1点です。説明書の10ページですけれども、住民税非課税世帯等臨時特別給付金4,050万円と、申請額が少なかったためという説明がありましたけれども、あまりにも償還額が多いので、これについて説明をお願いします。

○福祉課長（西本和美君） まず、この収入済額につきましては、国庫補助の収入済額となっております。実績額は3月末までに1,460人の方に給付しております。実際、支払った分を引きまして、いったん令和3年度、令和4年3月末までに支払った分、令和3年度分で1回締めお返しするという分です。実際、この3月末の時点で7割の方に支給しております。その後、4月から直近までの間に497世帯分、およそ500の方が、また確認書をこちらに送ってくださって支給が済んでおります。現在はもう97%近くまでお支払いが済んでいるところです。

○1番（中城峯雄君） 年度で誤差が出るんですね。私は非課税世帯というのはシステムでばっと出るじゃないですか。それで何でこんなに誤差があるのかなと思ひまして。わかりました。

もう1点です。14ページに低所得子育て世帯給付金というのがありますけれども、低所得というのはどういう基準で低所得者というんですか。また、児童も200人となっておりますけれども、これは何世帯で200人でしょうか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

今回の給付金の対象につきましては、まず低所得の定義ですけれども、令和4年度中の住民税均等割が非課税の養育義務者の方となっております。対象世帯数につきましては、今回こちらは試算段階ですので、約100世帯ほどというところで考えているところです。

○1番（中城峯雄君） そうしますと、1世帯2人ということになりますね。児童ですから、3人、4人のところもありますから、はい、わかりました。

○9番（福永 啓君） 何点かお伺いいたします。一番最初に、今回の補正予算案なんですが、主にコロナ関連の2つの交付金に関する歳出がなされております。この2つの交付金なんですが、それぞれどのような趣旨の交付金で、どのようなものに使える交付金なのか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

今回の主な補正は、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を財源とした各種事業の経費となっております。2種類に分かれまして、まず通常分が7,718万5,000円、それからこれとは別に原油価格物価高騰分として9,663万4,000円、これらの交付金が交付されるために、これを財源に27の事業を実施するものです。

まず、通常分についてですが、新型コロナウイルス感染症対応に係る国の施策ではカバーしきれない、地域の実情に応じた取組みの財源とするものです。感染対策とか雇用維持、事業継続に資するもの、またはウィズコロナ禍での社会経済活動の再開等に資するもの等が対象となっております。また、物価高騰分についてですけれども、コロナ禍において、原油価格や物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を目的として、地域の実情に応じて取り組むための財源とされております。

国が示した交付金の目的に合った事業を選定しました。例えば、通常分ですと、公共施設の感染対策とかプレミアム商品券補助事業、それから物価高騰分ですと、お買い物券事業とか水道料金軽減事業、こういったものなど、幅広い分野に及んでおります。事業選定に当たっては、交付金の趣旨にまず合うように、そして町民の皆様の生活にかかわりが深いもの、こういったものを優先して事業を選定しました。

○9番（福永 啓君） 大体方向性は理解いたしました。では、個別の質問をいたします。

まず、3ページと17ページ、これは抗原検査キットがあるんですが、これまでも幾つか抗原検査キットは購入されていましたよね。それぞれこれはどういう人の、どういう場合

に使用できるのでしょうか。これまでも購入したと思うんですが、幾つぐらい残数があって、これを使用する対象ですとか基準です。例えば学校で使用するのだったら誰が使用できるんだと。町民の方が一般的に、ではお願いしますと言って使えるものなのかどうか、そのあたりの使用する対象と基準等をお知らせください。

○総務課長（野口壮一君）　まずは3ページの総務費について説明をします。感染の総数が減少傾向にあるんですけど、行動の制限が緩和されてきたというところで、どこで感染するかわからないと、市中感染もあると思います。そのような中に、まず、総務費で組んでおります今回の抗原検査キットについては、あくまでも職員を対象とした購入ということで考えております。1人の職員が感染をして、庁舎にいる職員、それから保育所で働く者、それから学校給食センター等、そういう職員が働く中において、発熱時あたりに、早期に検査キットで検査をして、あくまでも住民サービスの低下を招かないようにするために、今回総務費で予算を組ませていただいております。

総務課からは以上です。

○健康づくり保険課長（作田豊明君）　お答えします。

17ページを御覧ください。衛生費の母子保健費の中で、今回の抗原検査キットということで、69万3,000円ということで計上しております。この用途につきましては、先ほど総務課長から言われましたけれども、今回はうちの事業で毎月実施しております乳幼児健診に当たる職員、スタッフが20名ほどおられます。それに対して事前に検査をした上で検診の業務に当たっていただくということで、感染対策として約420人分を計上しております。

それと、前回のコロナの感染対策で、うちのほうで予算化しまして650個ほど購入しております、今残は13個ということでなっております。

○9番（福永 啓君）　そうしますと、主に一般町民向けではなくて、一般町民を受け入れる側の職員ですとか、そういう係とか、両方ともそういう向けの検査薬ということで理解してよろしいですね。はい、わかりました。

次、3ページですが、先ほどもちょっと質問があったんですが、ウクライナ支援の義援金です。これは町村会が音頭をとって、各町村会に働きかけをして出したということなんですが、このウクライナ支援金は、歳出先はどこに対して、誰にそのお金を、どのような名義で出すのかというところはどうなっていますか。

○総務課長（野口壮一君）　午前中も質問があったところなんですけれども、熊本県の町村会

からの呼びかけがありまして、県内31町村からの義援金が寄せられていくという形になります。歳出先として熊本県の町村会に、町から町村会の口座に支払いをしていくという形になっております。種類としては、義援金という目的をもってウクライナへの大使への義援金という目的をもって町村会に支出するということでもあります。

○9番（福永 啓君） 町村会はどこに支出するのでしょうか。何か予定等は聞いていますか。

○総務課長（野口壮一君） すみません、そこはちょっと聞き取れなかったものですから、もう1回いいですか。

○9番（福永 啓君） 町村会自体はどこに支払うかですね。一般的に義援金といいますと、その受け入れる側にお金が行くわけなんですよ。ウクライナ大使館なのか、ウクライナのそういうNPOだとか知りませんが、そういうところに行くわけなんです、そのときに、例えば御船町から義援金が入りましたよというふうに一般的な義援金でしたらそういう形になると思うんです。そういうことを想像してはいたんですけど、今おっしゃっていると、町村会のほうに振り込むと。そして町村会がどこかウクライナ大使館かどこか知りませんが、そういうところに振り込むとなりますと、熊本の町村会からの寄附金という形になるのか、そしてそれをどこに、町村会がどこに寄附をするのか、そういうのがわかっていたらお知らせください。

○町長（藤木正幸君） 町村会のことですから、私から答えさせていただきたいと思います。

各町村から集まった金額を精査いたしまして、ウクライナの大使館に行きまして、会長、副会長、以下役員が行きまして、大使に直接受け渡しをされたという形になります。

○9番（福永 啓君） わかりました。次、6ページ、先ほどもちょっとございましたけれど、増額されましたよね、ふるさとの11校区の補助金なんです、これなんです、増額されたということは何か今までの事業にプラス何か新たな事業というのが計画されたのでしょうか。また、今後の事情によって、今コロナ禍ですので、事業が完遂できなかつたりとか完成できなかつたりとか、何かちょっとお金が余ってしまったりとか、そういうこともあるかなと思います。そのような場合は、これは返却しなければいけないのか、それぞれの団体に積み立てておくことができるのか、繰り越すことができるのか、そのあたりの性格はどうなっていますか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

もともと1団体につき事業費の3分の2、最高限度額として30万円までを交付するよう

に要綱で定めてありました。今回、当初予算で11団体分を計上を先にしております。仮に限度額の30万円を各団体が申請する場合、事業費としては45万円以上の事業を実施することになります。今回、地域の再生を支援するというので、先ほど言いました45万円と30万円の差額、この15万円を今回の臨時交付金を財源として補助をするものです。

この制度は地域住民が自ら考え、自ら実践する地域づくりを推進することを目的としておりますので、地域づくりに関することであれば、特にこういったことに使ってくださいというような制限はありません。なお、年間の活動実績について補助をしますの、いったん満額の補助を受けた団体が使い切れなかったからということであれば、その分は返還をしていただきます。町としましては、地域活性化のためということですので、積極的に補助金を活用していただくように進めてまいります。

○9番（福永 啓君） 各団体の自己負担軽減のためということですね、簡単に言えばですね。はい、わかりました。

次9ページ、総額840万円ほど、コミュニティーセンターの改修工事が出ております。先ほどの大綱的質問の中でも、基本的に町民の方々にかかわるような予算を使うようになっていたかなと思うんですが、このコミュニティーセンターの改修工事の内容というのはどのようになっていますか。

○福祉課長（西本和美君） コミュニティーセンターひばり荘の、まず出入り口が開き戸になっておりますので、それを自動ドアとして非接触化を図ります。また、入ってすぐの入り口で靴を脱ぎ、スリッパに履き替える必要があったんですけども、その玄関ホール及び屋内の廊下を靴のまま移動できるように、スリッパによる他者との接触を避けることができるような改修を予定しています。また、入ってすぐの事務室受付カウンターに入るところの間口が狭いため、その間口を若干広げ、その入り口壁からカウンターまでのスペースを確保する、それで3密を防ぐということを予定しています。

○9番（福永 啓君） 今お話をお聞きすると、利用者の便宜を図るため、利用者の非接触化を図るためということになりますよね、はい、わかりました。

続いて、これは読みにくくてわかりにくかったんですが、私の勘違いかもしれませんが、ひとり親世帯特別給付金、これは13ページですが、目のひとり親福祉費で、事務費が幾つか並んでいるんですが、このひとり親福祉費の給付金です。これがどこかにあると思っていたんですが、当初予算でも今回の予算でも見つけられなかったんですが、これはど

のような性格でしょうか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

ひとり親世帯の特別給付金の事務費だけがあって、実際の給付はどうなっているんですかということですが、今回のひとり親世帯の特別給付金につきましては、給付については熊本県から行われます。しかしながら、町で支給通知の発送や電話、窓口などでの問い合わせ対応があることから、今回事務費のみを計上しているところです。

○9番（福永 啓君） では、給付金本体については、一切町は経由してこないで、直接県からということでしょうか。はい、わかりました。

次に14ページです。さっき低所得者の定義をお聞きいたしました。これによる児童の定義とは何でしょうか。一般的には18歳未満を児童というときもありますし、定義をお願いします。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

年齢とか児童の定義ですが、国が示している基準につきましては、令和4年度中に18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童とされています。わかりやすくいいますと、令和4年度中に18歳を迎える方ということで基準が決められているところです。

○9番（福永 啓君） 一般的に考えるときは、高校3年生までということですね。わかりました。

次、19ページから、コロナワクチンに関する歳出の予算が幾つか出てきております。これなんですけど、まず、結局コロナワクチン1回目の対象者の接種率、2回目の対象者の接種率、3回目対象者の接種率は実際どれだけだったのですか。そして、4回目の対象者というのは人数でどれぐらいいるのでしょうか。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） お答えします。

令和4年度6月7日現在の12歳以上の対象者が1万5,141名で、1回目の接種率が1万4,016人で、92.6%、2回目、1万3,948人で、92.1%、3回目、1万1,648人で76.9%です。ちなみに、5歳から11歳等もございますので、その接種率につきましては、2回行っていますので、2回は大体対象者が1,152名で、2回目は400人で、34.7%です。そして、65歳以上をちなみにお知らせします。接種人口が5,910名に対しまして、3回目接種率が5,475人で、92.7%です。それと4回目の接種につきましては、60歳以上ということでの

対象となっていますので、大体対象者が7,257人です。それと12歳以上で60歳未満で、基礎疾患を有する方、そして重症化リスクが高いと医師が認めた方につきましては、約1,000人の方を想定してやっております。本日広報紙等で織り込んでいます自己申告の接種の申請書を今日配送しておりますので、ぜひ御覧いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○9番（福永 啓君） 8,000人ぐらい今度対象があるということですね。恐らくどれほど接種率が上がるかというのが、ちょっと今回は注視していきたいと思っております。

次、25ページです。これは増額補正、地籍が600万円の増額となっていますが、この増額によって、これまで課題であった面積が増えたりとか地籍の調査のスピードが上がったりするものなのでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

こちらにつきましては、積算単価、人件費等の増加に伴います増額補正でありまして、今年度、令和4年度に計画しております新規地区、それから地震関連の事業に係る増額補正となっております。

○9番（福永 啓君） そうしますと、先ほど副議長からもお話がありましたとおり、地籍調査を早く進めない、何とかしないとというのは、これはここの中の議員が全て等しく思っていることだと思うんです。それに対して、何か補正予算とか今後の計画とか、そういうものは、こっちのほうが一番大事だと思うんですよ。ここらあたりはきちっと考えて組まれたりしますか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

まず、来年度の地籍調査事業につきましては、熊本地震に伴います調査業務が最終年となります。また、新規地区調査につきましては調査範囲を拡大した事業計画を国に提出しまして、事業費の拡充を要望いたします。こちらは今年9月に要望いたします。これまで、議会からも再三地籍調査事業費の拡充など指摘があっておりましたことから、町としましても予算の拡充等を国・県に強く要望しているところでございます。

今年度は、国・県からの地籍調査事業費に係ります追加の要望調査があるとの情報を今のところ得ておりますことから、通知がありましたら即時に対応できるような準備を整えております。

また、午前中、中城議員からも進捗についての御質問があつていらっしゃるところでございます

が、このことにつきましては重要認識を私どももしております、現在、町内全域の早期の調査完了に向けまして、効果的な調査の手法について、関係機関と今協議を重ねているところでございます。現状は、優先事業であります熊本地震に係ります調査完了後から着手できるよう今準備を進めているところでございます。

○9番（福永 啓君） 私たちの思いと一致している部分があったということで、大変よかったですと思います。とにかく、これは進めていってください。

次、28ページ、2つイベントが出ています。これは現在どのようなイベントを予定していらっしゃるのでしょうか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

イメージとしましては、昨年度の音楽フェスのようなイベントを予定しております、町ににぎわいをもたらす、それから交流人口の拡大を図れるようなものを考えております。開催回数は2回、うち1回は中山間地域でのイベントを考えております。

○9番（福永 啓君） もし時期的なものまで大体予定がわかれば、今のところ考えている予定がわかれば、それを教えていただきたいんですが。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

こちらは5名以上で構成される団体等から申請がありまして行いますので、これから日程等を調整していくものになります。

○9番（福永 啓君） 前は商工会と観光協会が一緒になってやったイベントで、もう大体この予算案時にはそういう対象の、その事業を請け負ってくれる団体とかいうのは想定されていたわけなんです、今回、この2事業に関しましては、今からそういうのは想定なしに、今から公募か何かをして、「こういうことを、予算がありますけど、しませんか」と、そういうことをやられるんですか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

団体につきましてはこれから話しするということにしておりますけれども、一応商工観光課といたしましては、商工会それから観光協会、それから吉無田を守る会だったり、そういった団体にお声かけをしたいと考えております。

○9番（福永 啓君） はい、わかりました。次、同じく29ページなんです、さっきお買い物券の事業という説明がありました。説明を受けました。これは前はレストランに限定しましたので、レストランの方々ですね、これは喜んでいらっしゃる場所があったんで

すが、今回は限定なしと、どこでもお買い物券、言ってしまうと商品券ですよ、商品券を全世帯に配布すると。そうしますと、大型店舗ですとか、そういうところのみに集まってしまって、町内の単独企業の振興にはなかなかつながらない部分が出てくるのではないかなという懸念もあるかなと思うんですよ。

一方で、これを町内の企業の振興ではなくて、町民の物価高に対する負担軽減措置とするのであれば、必要な日用品が買えるところにこれは全部使えるわけですから、そっちがいいとも考えられることになるんですが、これはどのような趣旨で、ちょっとわからなかったんですよ、どのような思いで、このどこでも使えるお買い物券にされたのか。これは何を狙ってそれにされたのか。そのあたりの御説明をお願いいたします。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

先ほど企画財政課長からも答弁がありましたように、2種類の交付の趣旨があるということで、こちらにつきましては、原油価格高騰それから物価高騰によります交付金を活用しております。したがって、議員が御指摘のとおり、大規模店等に集中するんじゃないかという懸念もあるんですけども、今回は住民の方の負担の軽減を図るということで支給をするというものになります。

○9番（福永 啓君） 今回、その事業の終わった後に、どの店舗から来ましたというのがわかると思うから、どれだけ集中したかというのも取れると思うんですよ。そういうのは今後の調査のあれにもなるかなと思いますので、今回わかりました。

あと4点だけすみません。29ページ、瀬戸物祭、これは恐らくふねまる君が行くお金ということですよ。に見えるんですが、この瀬戸物祭というのに、ふねまる君だけ行って、御船にも焼き物を焼いていらっしゃるところは実は4つか5つくらいあるんですよ。そういうところの事業者も出店されたりとかするんですか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

今回は、町内の事業者の出店の予定は、計画はしておりません。本町の職員と観光協会の職員で出向きまして、「いさぎ」の販売、それから町のPRを計画しております。

○9番（福永 啓君） 一応行ってただ言うだけではなくて、物も少しは売ってくるということですか。実際の「いさぎ」等の販売はしてくるということですね。はい、わかりました。そのところが重要だと思いました。

次、31ページ、さっきもちょっとあったんですが、避難所の開設等、今から梅雨に入り

ますよね。避難所の開設等があるかなと思うんですが、今回のこの予算をもって避難所開設等のコロナ対策というのが万全になる、十分になるという捉え方でよろしいのでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 指定避難所は13カ所を指定しているわけですから、今回のコロナ対策の臨時交付金を使って、一定程度の防疫関係については完備がされたということになります。また、地域防災計画に定められてあります備蓄については、年次計画に沿って準備を進めているところであります。

○9番（福永 啓君） はい、わかりました。次、32ページ、回線増強、コロナによる相談における回線増強というんですが、回線は普通のNTT回線と考えてよろしいのでしょうか。また1番は、この回線増強で解決する問題なのかなあとも思ったんですよ、電話がいっぱい来るんでしたら。これって、回線よりも人手の問題のほうが大きいんじゃないのと思いましたけど、そのあたりはいかがなんでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

現在、電話回線につきまして、御船中と御船小だけが2回線で、あとの小学校は実は今1回線しかない状況です。コロナの欠席の連絡だとか、いろいろな相談の電話などが長引きますと、通常1回線のところはなかなか電話が繋がらないような状況になっています、今のところ。そこで、御船小学校以外の小学校、中学校につきましては、1回線ずつ増やすことにしております。人手につきましては各学校とも1回線ずつ増やすに当たっては大丈夫ということで、伺っております。

○9番（福永 啓君） すみません、まさか1回線とは思っていませんでした。そういうことだったんですね。それは大変必要な予算だと、何でまだなかったんだという話なんです。すみません。

では37ページ、スポセンの防犯カメラの予算が出ておりますが、このスポセンの防犯カメラというのはこれまで誰が設置して、どこが運用していたんでしょうか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

この防犯カメラの設置につきましては、これは以前から町が行っておりました。運用につきましては、現在指定管理者でありますYMCAほか2社で運用してもらっているところであります。

○9番（福永 啓君） この故障ということなんですが、一般的に考えれば、指定管理が運用

していたわけですし、その指定管理で故障の修理とか対応とかするのではないかなと思っ  
たんですが、これが町の予算というのは、これは何か決まりがあったんでしょうか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

修理に関しましては、20万円以内につきましては指定管理者でしていただく。それ以上  
につきましては、町で修繕していくという取組みを行っています。

○9番（福永 啓君） これが最後の質問になります。先ほどから再三出ておりますが、視察  
の経費です。戻りますが、18ページになります。先ほどちょっと町長がおっしゃいました  
けど、広域連合からも行くと。一般的にやはり、もちろん広域連合の職員は広域連合で出  
すんでしょう。そして町が行くときは、町の職員は町が出すんだと思います。しかし、町  
長は広域連合の、言ってしまうと執行部側なんですよ、中の人とも言えますし、そうい  
う方が行く場合は、町長の旅費というのは、広域連合も行くのであれば、広域連合側が出  
すのではないかなと思うんです。また、広域連合側として、執行部側、各町の町長が何人  
かほかにも行かれる予定があるのかどうか、そのあたりはいかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 広域連合から行くのは事務局が行きます。各町長は次の段階で、もし  
何かあれば行かれると思いますけれども、今のところ事務方が行くと決まっております。

広域連合で予算が取れる分は、あくまでも事務方の分の予算しかございません。町長全  
部で行く場合は、また出てきますけれども、もし今回行くのが全町長が行くのであったら  
広域連合のほうで私のほうもカウントされます。しかしながら、今回は私1人ですので、  
御船町の代表としていくという形になります。

○8番（岩永宏介君） 今の発言を聞いておまして、関連で、研修の件ですが、私はやはり  
今おっしゃったようなことはおかしいと思います。ただ、やはり事務方の分でなくても、  
必要な部分というのは出てくるわけですよ。そういうのはやはりきちんと出していくとい  
う、広域連合のほうで出すべきだろうと私は思います。ただ、1つ思うのは、これは本当  
に具体的に事務方で行くというか、派遣はもう決まっているんですか。広域連合で行く  
ということは。

○町長（藤木正幸君） 広域連合で事務方に行くということは決まっております。やはり、広  
域連合で正式に調印とか調定とか、そういったところに行くんだったら、そういった予算  
が付くかもしれませんけれども、今回の視察に関しましては、町長全部で行くのだったら  
出ますけれども、単独になりますので町で出すという形になります。

○8番（岩永宏介君） それでも私は、地元で、御船町に施設ができるわけですので、そのあたりではやはり、町長は言いにくいと思うんですよ、私は。だから、例えばそういう各話し合いの場があれば、やはりうちからも委員を出しておりますし、そういう形で意見を言っ  
て、御船町の町長としては言いにくいかもしれんけれども、やはり出してもらう必要はあると思います、私は。今後はそういうのがどんどん増えていきますよ。だから町のお金で行っていただくということには、私は賛成しかねます、今の現状でしたら。事務方だけ  
だったら、また別の機会にでもまたそういうのを設定して、全員の町長あたりやはり行くべきだろうと思いますけれども。だから、まだ今の話を聞いていても、これに賛成してい  
いのか、全くわかりません。予算書に対して、補正予算について。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○7番（森田優二君） せっかく今広域連合の話が出ましたので、まずそこを。私はやはり広  
域連合があるんだから、この問題は広域連合がきちんと窓口を作って、そこから旅行命令  
書を出していったが一番いいと思います。

結局、広域連合は予算がありませんと思いますけれども、それはあくまでも全体から集  
めて、そして旅費もそこから出す。だから、今回の場合はもう広域連合から旅行命令が来  
たというところで、今回まではそこをきちんとして、予算的なものは1回広域連合にやっ  
て、同じ金額でいいですから、そして向こうから派遣代をもらったというか、何かそうい  
うことをしていかないと、何か今は見ていると、全部御船がしよるとですよね。だから、  
これを広域連合でするようにした方が、今後していかないと、問題が出はせんかなと思  
います。いかがでしょうか

○町長（藤木正幸君） 今回の予算というのは、私たちがアセスに向かわなければいけない、  
また、地域の貢献をどうやってするかという勉強に行くわけであります。広域連合は広域  
連合の立場で、全体的に見る広域連合と、今回、御船町から3名行きますけれども、これ  
は御船町民として、御船町をつかさどる者として、御船のために、私たちは設計を立てる  
ために行くわけでありますので、やはり広域連合で話してあるように、広域連合のことは、  
広域連合でできることは広域連合でしていきますと、町でできることは町でしていきます  
という形の中において、今回分けてあるということです。私の立場は、今回は御船町長と  
して、御船町民のために行くという思いで、今回こちらでのせてあります。

○8番（岩永宏介君） 何といたしますかね、町長自身の認識がそうあるんだろうと、何と

ますか、そのあたりがほかの首長さんたちがどういう認識でおられるのか、私はそれをやはり聞きたいというか。町長はそんなふうに思っておられるけれども、本来ならば、それは、非常にその線の考え方は難しいんですけれども、まだ納得しません。

○町長（藤木正幸君） 今の意見は、今度当初予算のときに、私から説明をさせていただきます。今回は補正ですので、広域連合も今は補正を出してということはできませんので、当初予算になったときに、やはり今のところを予算を付けていただくとかいう働きかけは今後していきたいと思っております。

○7番（森田優二君） 議長、相談ですけど、まだ私大分あります。もう1時間過ぎたので1回休憩取らんでいいですかね。

○議長（池田浩二君） これより2時30分まで休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時20分 休 憩

午後2時30分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○7番（森田優二君） まず、コロナ対策費で今回出ておりますけれども、このコロナ対策費を使った、御船町の目玉、これは大体どういうものが目玉になっているのでしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

目玉というよりも、主なもの、大きなものとして、まずはプレミアム商品券の補助事業、それからお買い物券事業です。それから水道料金の軽減事業、こういったものを挙げてみたいと思います。

○7番（森田優二君） これは、コロナ対策や物価高騰に係る支援として約2億円が予算化されている中、別表を私も見ました。この中で、高齢者に対する支援が全然ないように思われます。物価高騰で一番影響があるのは低所得者の中のひとり暮らしや高齢者世帯、こういう方々が一番影響があるから、なぜそういうところの支援が今回できなかったのか。ただ、コロナ関係を使う場合はメニューがありますので、そのメニューから外れているのかなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○福祉課長（西本和美君） 町独自の対策もできますので、福祉課も考えたところですが、1つは先ほどの非課税世帯への給付金等、また家計急変の家庭への給付金、またプレミアム

商品券、お買い物券事業等も高齢者が利用できることから、高齢者独自のものということでの計画というものは立てておりません。

○7番（森田優二君） わかりました。けれどもやはり、今言ったように、そこらあたりを何かの形で出しておけば、まだよかったかなと思います。

それと、農業振興課の、宮川議員からも質疑が出ましたけれども、コロナ対策、物価高騰で600万円ほど支援が出ております。これはいいんですけども、私も米を作っております。米の売価が下がっております。これはあくまでもコロナによって外食産業が低迷している、海外への輸出もできないということで、言うなればコロナ関係で下がったと聞いておりますけれども。たしか、前にお茶とか何とかの支援はあったと思うんですけども、そういった場合、メニューにも入っていないのか、それと、もうそっちのほうの売価に対する下落分、そういうのは全然考えていないのかをお尋ねします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

こちらにつきましては、米の生産農家、原油価格また物価高騰で米価も年々下がる一方ということで、大変苦しい経営になっておられるということは認識しております。町としての取組みというよりも、これはもう国家的な取組みと私は認識しております。この米価の下落、原油高騰、資材高騰につきましては、この前も私知り合いの農家と話したんですけども、農業者または農業者の団体、関係機関から要望、陳情等を上げていただいて、国家的に、日本全国の話ですので、対応してもらうような形をということで、いろんなJAとかいろいろありますが、そちらとも先週話したところでございます。

○7番（森田優二君） そういった話をしているとか何とか、そういうところも全然見えてきておりませんので、あえて今日、コロナ関係の予算がありますので話を聞いたんですけども。

次、7ページです。これにカーブミラー等の修繕費ということで出ております。これは本当は当初予算で出すべきではなかったのかなと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 今回、補正予算に提案していますカーブミラーの修繕等です。ここに記述しているのが、4月以降に町に修繕の要望があったものを計上させていただいています。まず1番目です。南田代の第3区については、もうカーブミラーの支柱の根元が腐敗して、地元で仮の柱を立てて、それで今しのいであるということで、これは緊急性が

高いということで対応した分です。

それから2番目のところは、高木小学校の通学路に関するところになりますので、これも早く対応した方がいいという判断をしております。それから、今城のところについても、実際にカーブミラーの鏡が、何かが当たった跡だとは思いますが、鏡が半分欠けているというところで、これも緊急性があるということで、面を替えていくというところです。横野についても支柱が曲がっておりまして、これも車両等の影響だろうとは思いますが、その後損傷を与えた者が判明しないということで、町で対応するものです。これも国道に面するところですので、早急に対応する必要があるということで判断をしました。

それから最後の小坂については、これは土地の造成工事があつて、本来私有地の中にあつたんですけど、九電柱も同じくこの造成工事によって移設を、里道のところに移すということで、これもこの造成工事に伴うものでありますので、これも早急に対応しなくてはならないと、そういった関連の緊急性等の高いものということで、今回6月の補正予算に提案をさせていただいているというところであります。

○7番（森田優二君） その内容的なことはわかるんですけども、結局、これは区長か交通指導員あたりから要望が出てくるものだとして理解しております。ただ、今のは全部、ほとんどが令和3年度でわかっていた案件と思うんですよ。それでなぜ4月以降になってからかなど。本来ならば、もう来年度予算に組み込むから、その前に、今言ったようなところは上げてくれと言うてから、修理箇所を上げてもらうというのが筋だと思うんですけども。そういうことはやってなかったんですか。

○総務課長（野口壮一君） 議員がおっしゃるところもあります。このほかにも、まだ要望が来ているところもありますけど、係で現地を踏査して、緊急性が高いということで今回計上をさせていただいているところです。その辺は今後しっかりとした計画性を持った提案をしていきたいと考えます。

○7番（森田優二君） これはもう、私も前に交通指導員をしておりまして、そういうときに話があっているのは知っております。ですので、できるだけ早くそういうのを上げてもらって、次年度予算に組み込んでいく、そういうふうにしていった方がいいと思いますので、こういったもう6月の、言うなれば私が言ったように、何で当初で組んでないんですかと言われるのはわかっていますので、今後はできるだけ早く、そういう要望等を取って、計画するようにしてください。

次10ページ、11ページになります。ここで返還金が出ております。これについての説明をお願いします。

○福祉課長（西本和美君） これは、令和3年度の住民税非課税世帯等の臨時特別給付金になります。令和3年度の2月に入りましてから、この作業というか、この補助給付事業が始まっておりまして、実質2カ月事業を実施し、先ほど申しましたように、3月末の時点で70%程度は実施できたんですけども、それ以降、今も実際この事務は引き続けているんですが、一度いったん令和3年度末で精算するという事になっておりまして、収入済額の1億8,650万円から実際に1,460世帯に給付しておりますので、1億4,600万円を引いた額をいったん返還するという手続を取っております。

同じく事務費につきましても、令和3年度実績額265万7,107円を引いた額をお返しするという事です。

○7番（森田優二君） 先ほど繰越案件で出ていた1億4,000万円とは関係ないんですね。

○福祉課長（西本和美君） これは補助に係る分をのせておりまして、実際の予算額としては先ほどの繰越額を繰り越しております。議案書の16ページにあります1億4,368万8,000円、事業費で1億4,060万円、事務費で308万8,000円を繰り越しております。

○7番（森田優二君） ちょっとまだわからないところがあるんですけど。次にいきます。

35ページ、ここにモンタナ州との記念事業が出ております。熊本県の40周年記念行事だと思いますが、なぜこれは当初予算で、要は40周年ということはわかっていたと思うんですよね。ではなぜ当初予算で組めなかったのか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

この40周年記念事業につきましては、令和4年の2月末にモンタナ州政府駐日代表事務所から本庁に來られて最初にお話がありました。その後、4月に県とこの関連事業について、関連して県とお互いに実施できるものを協議しながら、4月に決定したというものであります。

○7番（森田優二君） それでは、これは県の40周年でしょう。御船町は協力します。ではほかの自治体はどこか協力というのはしてあるんですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

他の町村につきましてはありませんでした。御船町だけになります。

○7番（森田優二君） それも何か、県もちょっとおかしいんじゃないかと思うんですよね。

御船は今年が10周年かな、交流事業をやっておりますけれども、これはもともとが県の40周年の行事なんですよね。それを関連のある御船だけというのも、私は納得がいかないんですけれども。熊本県とモンタナの姉妹交流40周年に対する記念事業として、御船町が記念グッズや記念冊子を作成し、町内の小・中学校に配布するための予算ということになると思うんですけれども。これは言うなれば冊子にしても、県が40周年だから、県が40周年向けの冊子を作って、逆に御船に配ってくださいと言ってもいいと思うんですけれども。何で御船で予算化せなかなと、ちょっと私疑問なんですよね。そこらあたりはどういう話になっているんですか。

○社会教育課長（緒方良成君） モンタナとの姉妹提携なんですけど、県が始めて40周年になりますが、御船町におきましても、姉妹提携をしたときから町とモンタナ、人材交流であったりとか、またミズーラの子ども劇も、40周年というか、姉妹提携と関連して、今まで事業を行ってまいりました。この人材交流であったり、ミズーラの子ども劇を記録にして今回冊子にして配るというものであります。

○7番（森田優二君） けれども、これに書いてあるのは違うでしょう。モンタナの40周年に対するグッズや記念誌でしょう。だったらそういうものは県が作るから、それを配布すれば、予算的にもですね。わざわざ作る必要はないんじゃないかということを行っているんです。だから、それに御船も協力してくれなら、それに御船の10周年のそこらあたりを差し込めばいいと思うんですよ。どうですか。

○教育長（上杉奈緒子君） お答えいたします。

実は、このミズーラの英語劇、約30年にわたる交流の歴史があります。一度もまだ冊子等でまとめたことがありませんでしたので、このモンタナとの40周年記念を機に、これまでのミズーラの実績を1回まとめて冊子にしようということで、40周年記念事業として補正を上げたものです。

○7番（森田優二君） だから、県の40周年事業の記念冊子作成でなくて、それはまた違うんじゃないんですかね、意味合いが。私はそういうふうに思いますけれども。

○教育長（上杉奈緒子君） お答えいたします。

40周年記念ということがありましたので、ちょうどよい機会だということで、ここらあたりで30年近くにわたるミズーラの子ども劇の歴史を振り返る、そういう事業にしていきたいという私たちの思いがあったから、ここで冊子作成を取り組んだところです。

○7番（森田優二君） だから、40周年記念事業に合わせた冊子ではなくて、御船町は10周年だと思いますけれども、御船町の10周年と今の英語劇です、そこらあたりを独自で作るといふことだったら何ら問題ないんですよ。ただ、そういう場合は何で当初予算で上げないかということをお私言いますけれども。そこらあたり、やはり県の40周年と一緒にということでの考えですかね。

○社会教育課長（緒方良成君） 今回の40周年関連事業は、県でできるところ、町でできることということで、お互いに事業を出し合ってこの40周年事業を盛り上げていこうということで、この補正を組んだわけでありまして。

○7番（森田優二君） 言われる意味はわかるけれども、私の言う意味もわかってくださいよ。今言われた、それだけの企画を持っているなら、町でもいいんじゃないですかと。何か40周年に引っかけて補正予算を出してあるから、そこをお私言っているんです。しゃんもっでん県の40周年ということを出すということですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

この40周年記念事業はモンタナ、ミズーラの子ども劇場につきましても、冠をつけて、盛大に盛り上げていこうということで、その事業を実施していくものでありますので、タイトルとしては40周年記念事業ということをやっていきたいと思っております。

○7番（森田優二君） もう何か平行線ですね。それよりも、次に、今言っておられました英語劇です。これで当初からすると70万円ほど増額してあります。さっきも質疑に出ているんですけども、これのもうちょっと小さい見積り、そこらあたりはどういうふうに計画して積み上げたのかを聞きたいんですけども。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

当初は、見積りとしましては111万5,000円ということに計上しておりましたが、これも他の町と連携して行うということで、按分という形で割安ということだったんですが、今回本町だけの単独ということに実施していくことで、差額は70万円なんです、その一つひとつの招聘費であったり航空運賃日、輸送費というのが、細かく見積りを表示してなかったもので、トータルで額を出してあったということで、差額が70万円だったということになります。

○7番（森田優二君） だったら100万円と出していたら100万円ですか。

○社会教育課長（緒方良成君） 今回新たにまた見積りを取って算出された額が182万円だっ

たということでもあります。

○7番（森田優二君） 182万円から当初の100何万円かを引いた残りが70万円だから70万円という補正を上げたということですか。やはりいつも私は言うんですけども、それにはちゃんと積算があると思うんですよ。だからこの前のプレパレーション事業のときも言ったんですけども、もう費用弁償の人件費が幾らで、運搬費が幾らとか、そういう大まかな、幾らぐらいかかるというところの積算があって当然と思うんですよ。だから、今言うように、100万円と向こうが言えば100万円ですかと、200万円と言えば200万円ですかになってしまうんですよ。そこはどういうふうにされたんですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

今回の見積りに関しましては、見積りの内訳としまして、向こうからの費用弁償等が6,500ドルと、それから航空運賃費が4,500ドルと、それから輸送費が3,000ドルということで、これはそれを130円で換算しまして、合計した額が182万円ということになります。

○7番（森田優二君） ドル建てでなくて、円建てで言うてもらわないと全然わからんとですよ。やはり何かごまかしぎみに言いよるなという感じがするんですけども。それは後から聞きますので。

次に、39ページです。ロッキー博物館姉妹館、これの記念事業として、これは合わせて大体36万4,000円ぐらいになるんですけども、5周年と10周年において、オンラインによる講演会の実施とありますけれども、これは例えば講演会の参加、それと対象者は誰を想定しているんですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

この対象者につきましては、町民を含めた来館者ということになります。

○7番（森田優二君） ということは、来館者ということは、英語劇は御船でするんですか。

ちょっと今、前が間違っているというか、このオンラインですね。これはどこでするんですか。来館者と言ったでしょう。だから、来館者はここに来館した人。そこらあたりを、どこでするのかを詳しくお願いします。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

博物館の体験交流室を予定しています。

○7番（森田優二君） 発音がわかりませんでした。

○社会教育課長（緒方良成君） オンラインで行いますが、博物館の体験交流室を予定してお

ります。

○7番（森田優二君） すみません、体験交流施設って、どのあたりにあったのですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

博物館の2階にあります。階段を上がって、北側というか、そこに体験交流室とありますので、そこで行う予定にしております。

○7番（森田優二君） この事業の中で、記念植樹とあるんですけども、これは私ももともと植木屋をしておりましたので、これは記念植樹するのはいいんですけども、この管理は誰がしていくんですか。どこに植えるかも私は今はわからないんですけども。後々の管理がこれは大変ですよ。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

植樹に関しましては、博物館の東側に、当初、博物館の姉妹提携を結んだときに植えております木がありますので、その横に植える予定にしております。

○7番（森田優二君） なぜこれを言うかということ、去年だったか、御船小学校の体育館の前の舗装をするときに、植木が邪魔になるから、けれどもこれはどういう趣旨の植木だろうかということで相談があったんですよ。学校とか何とかは記念樹が多く植えてあります。やはりそこを何かするときには、それを切らないかん。もしも記念樹で誰かが植えているとなら、なかなか記念樹は切れないというのがあるんですよ。

そこも一緒です。わざわざ記念樹として植えるようなそういうことをせないかんとかかと。ほかでも記念事業としてするなら、わざわざ植木の植樹をするなんか、私だったらやめますけれども。あと何かあったときには非常に困ると思いますけれども、いかがでしょうか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

確かに、大きくなれば管理には非常に大変であります、1つの区切りとしてのイベントとして、この植樹を行いたいと考えております。

○7番（森田優二君） 区切りなら記念誌を出すからよかでしょうというふうに私は思いますよ。それと、昨日の一般質問でも出ましたけれども、無料の日です。これは私は同じ人が何回でも行けるので、不公平が生じるのではないかと saying いたんですけども、今回のプレミアムで商品券を各家庭に配るようになっております。私は、1人1枚の無料券、いつでもよかから無料で来てくださいよという、そういう話をしたと思うんですけども、

そういうのを一緒に配っても私はいいと思うんですよ。今回はできませんけれども、そこからあたりを含めて、各家庭に配るといえるときはいろいろ配り方に問題があると思うんです。やはりそういうのを考えて、今後も無料観覧の日でもよかばってん、考えていってほしいと思います。やはり無駄遣いがないようにと私は思うんですよ。回答は要らんですよ。

終わります。

○2番（井藤はづき君） 先ほどの先進地視察の件で確認なんですけれども、先ほど御船町長として今回は参加するので、町からの予算立てということだったんですけれども、広域連合では事務局の分だけしか出さないというのは、どういうふうに決まったのかを教えてください。

○町長（藤木正幸君） 広域連合の事務局は、私からお願いをいたしました。どうしても、今後この事業を進めていく上で、町で考えることを、やはり広域連合にも伝えていかなければいけません。広域連合と町の考えを一緒に進めていかないと、住民に負がかかってくるという判断で、私たちが行くときに広域連合に、事務方のほうに行ってくださいという形で、私からお願いをしております。

○2番（井藤はづき君） 広域連合と一緒にという考え方はすごく賛同するので、そうでしたら、広域連合の町長も構成員なので、広域連合として、その構成員の中の地元の町長として藤木町長行ってきてくださいという意味で、広域連合から出していただくというのが、そういう考え方はできなかったのかなと思うんですが。

○町長（藤木正幸君） 予算が発生させられることはよくわかります。しかしながら、私の思いが強すぎるのかもしれないけれども、私の思いの中の根本にあるのは、やはり、あの地を最初にここを使ってくださいと言われた方々の思い、今御船町は被害者意識に入っています。上益城郡で御船を選ばれて、御船に建つということを、これを被害と捉えていらっしゃる方が本当に多いです。しかしながら、これは被害ではなく、被害を被るかもしれない地元の方は苦渋の決断であそこに手を挙げてもらったんです。最初に手を挙げていただいた方の思い、これを考えたら、私たちが今動かなくて誰が動くのだと、人任せでいいのかと、昨日も言いましたけれども、広域連合に任せていいのかと。あそこの方々は御船町の住民です。あの方が手を挙げて苦渋の決断をされた。その判断を私たちは応援しなければいけない。だからこそ、私は一緒に町を挙げていきたい、勉強したい。なぜかといったら、あの地をよいものにしたいから。もう失敗は許されないと思うから。そこに、その

ためにはやはり広域連合の力も必要です。私たちだけで突っ走って、広域連合は置き去りになったなら、うまくいかないと思うことから、広域連合にも事務方をお願いして、予算を付けていただいたということです。

逆に、町長たちで行かなければいけない案件が今後出てくると思います。そのときにはお願いして、広域連合から一緒に行きましょう、また広域連合のお金を使わせてくださいと頭を下げてするときが来ると思います。しかしながら、今回は私たちが中心になっていきたいという思いで使わせていただきたいと思います。

○9番（福永 啓君） 全く今の考えなんですが、町長の気持ちが強すぎると。決してそうではない。私たちが今懸念しているのは逆なんですよ。なぜ、町長と同じ気持ちぐらい、広域連合の方々は御船町のことを思ってくださいっていないように感じてしまうんですね。それが町民の方々からも伺えるんですよ、よそ事と。広域連合主催のものであっても、いつも町長が矢面に立つでしょう。話すでしょう。その気持ちと、広域連合のほかの首長の気持ちの差があまりにも表立って見えてしまう。それが私たちが一番心配していることです。これは広域連合の事業なんです。だから、町長、もしくは町長よりもっと広域連合の人は私たち御船町のことを考えてもらわなければ困ると、そういうことを、この町としてやはりきちっと言うておかなければいけないという気持ちが強いんです。町長の気持ちは痛いほどわかる。ただ、私がわからないのは広域連合のほかの町長さんたちの気持ちです。

今おっしゃったように、もしかしたらうまい具合に御船に押し付けられたと思っているかもしれないというぐらいのことを、町民の方はおっしゃるんですよ。そちらです。それが不安なので、何かこの予算案には、もし逆であれば、「それは広域連合が出すけん、行ってきなっせ。うちの事務局も付けてやる。町の職員だけは、あなたが付けなっせ」みたいになるはずなんです、本来であれば。あなたと同じ気持ちであるならば。そのところが、私たちが一番心配していることだということをお伝えしておきたい。

町長、いかがですか。

○町長（藤木正幸君） ありがたいお言葉だと思います。しかしながら、次の機会はそういった次の予算に関して、広域連合の予算であって、そういった形で私のほうから説明ができると思います。今の段階と次の段階は違うと思います。ただ、この広域連合の中で、私が確かに熱いかもしれません。しかし、ほかの町長は、もう会うたびに5町の町長はこのことについて協議をしております。また、各5町の町長も、議会、住民に対しての説明責任

を負わなければいけません。ということで勉強もしていただいております。そこは一緒に手を取り合っていきたいと思っております。ありがとうございます。

○8番（岩永宏介君） 先ほどの福永議員と大体考えは同じですが、常日頃思っていることを含めて、今おっしゃったことについて、私はやはり物を申し上げたいと思います。

やはりそれは1回では終わらないですよ。それは置いておって。私が非常に感激しているのは、やはり住民説明会を3回開かれたじゃないですか。これも本来は広域連合が来て、あるいは中央一般廃棄物処理施設建設促進協議会、これがやはり全面的に、その組織自体がそういうものではないと言われるならそうなんだけれども、私は途中からその一員だったんですけれども、それが何で出ないのだろうかということがあったけれども、やはり私が町長の立場だったら、私も自分で住民に近いから、私もそうするだろうと思います。だけれども、それに対して、もう端的に言いますよ。中央一般廃棄物の協議会の中で私が言ったでしょう。覚えておられますか。「何で、残りの4町の町長さんが来ないんですか」と言いましたね。そして、嘉島の町長はそれが終わってから私のところに来られて、「忙しいもんだから、あの日は都合が合わなかったんですよ」とおっしゃったんです。そういう人に対して何かを言っているわけではないんです。だから、来られないならば、例えば代理の人でも参加させるべきですよ。その次に、そういうのを言った後、嘉島町長は来られました。逆ですかね、来られたでしょう。そのあたりから温度差があるんですよ。温度差はやはり地元だから、熱い思いでおられるから、それはそれでいいんだけど、これは1回では終わりませんよ。そういうことで、ここで我慢していただいて、むしろ広域連合が動くようにせないかんとします。私はそういう意味で、この予算には反対したいと思います。意思表示のためです。町長の足を引っ張るつもりは一切ない。この予算についてはですよ。後のことはわかりませんが、将来のことはわかりませんが、すみません、以上です。

○5番（田上英司君） 昨日から、私は一般質問をしておりますが、今日もいろんな発言を聞いております。今町長がおっしゃったことを繰り返します。最初に手を挙げた住民のその気持ちを大切にしたいということです。最初に手を挙げたときは、あれは一般ごみ処理ですよ。この前でしょう、産廃まで加わったのは。だから、4年前の地権者の方も4年前に戻してくれとおっしゃっていることが。そして、今日の町長の発言には、我々はアセスに入ったとおっしゃったんです。ところが昨日の私の一般質問の答弁では、事業者が環境ア

セスに着手したとおっしゃったんです。事業者が。これは事業者がすべきでしょう、我々ではないんですよ。

要するにそれを考えますと、二面性があるんです、二面性が。どんなにきれい事を言っても、二面性があると。町独自の仕事でなければ、全て広域連合に主体性を置いて進んでいただきたい。だから、そうしないと、この問題はこじれて、今度是对立相手は御船町になってしまいますよ。要するに、もうメチャクチャになる。広域連合のかいらい政権かかいらい町かという非難を受ける。ひいては行政のトップの不信任にまで発展する危険性が出てくる。だから、主体性は広域連合であるということをはっきり置いて言葉を選んでしゃべっていただきたいと思います。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

福永議員。

○9番（福永 啓君） すみません、全員協議会を要求したいと思いますので、いったん休憩を求めます。

○議長（池田浩二君） 何のために、全員協議会ですか。

○9番（福永 啓君） 附帯決議ですとか修正動議ですとか、そういう話が議員間であるようですので、説明、その他お話等を議員間で行いたいと思いますので、休憩を求めます。

○議長（池田浩二君） 福永議員から全員協議会をやってほしいということですので、皆さんいかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なし。時間はどのくらいかな。

○9番（福永 啓君） 時間は暫時休憩ということで、本会議は暫時休憩ということでお願いしたいと思います。そして、即座に全員協議会に移っていただきたいなと思います。

○議長（池田浩二君） それでは、今からしばらくの間休憩を取ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時13分 休憩

午後4時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、福永議員より議案第8号、令和4年度御船町一般会計補正予算（第1号）について、修正動議が提出されました。

福永議員から提出されました修正の動議は、2名以上の賛成者があり成立しましたので、修正の動議を配布させます。

[修正動議 配布]

○議長（池田浩二君） 議案第8号、「令和4年度御船町一般会計補正予算（第1号）について」の修正案を、本案と併せて議題とします。

提出者からの説明を求めます。

9番、福永議員、前へお願いします。

○9番（福永 啓君） 議案第8号、令和4年度御船町一般会計補正予算案（第1号）に対する修正動議。

提出理由。

議案第8号、令和4年度御船町一般会計補正予算（第1号）。歳出、4款、衛生費。1項、保健衛生費。7目、環境衛生費。8節、旅費の中の先進地研修費について、ごみ処理施設の整備は広域連合が主体となり行われているところから、先進地視察に当たっても、町主体の視察ではなく、広域連合主体の視察研修を行うべきである。

以上の理由により、議案第8号、令和4年度御船町一般会計補正予算（第1号）。歳出、4款、衛生費。1項、保健衛生費。7目、環境衛生費。8節、旅費の中の、先進地視察研修費を削除した修正動議を別紙のとおり提案する。

○議長（池田浩二君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） これをもって、質疑を終わります。

福永議員、自席へどうぞ。

これより討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 次に、原案及び修正案のそれぞれについて、反対者の発言を許します。

○3番（宮川一幸君） まず、私はこの修正動議案に反対をいたします。

その理由といたしまして、先ほど町長の答弁の中でもいろいろありましたが、やはり自分が先に行って先進地を見て、いろいろ勉強したいと。そして、今年から環境アセスが始まりまして、やはりそういったところでいろいろ意見を言う前には現地を知っておかなければいかんという形で思いますので、ぜひ、私は最初に行っておいてほしいと思いますので、この動議に賛成したいと思います。

確かに、いろいろ言われることもわかります。広域連合が主体とならなければならないという形で、今まで答弁もずっとそういう形ではありますが、やはり主体的に広域連合が動くのは当たり前と思いますが、建設地ができる御船町としては、やはりそういった情報は早目に行っていろいろ先進地を研修しておってほしいと思いますので、この修正案には反対したいと思います。

○議長（池田浩二君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

失礼しました。次に、修正案に賛成者の発言を許します。

○5番（田上英司君） 反対の声があったので、賛成の声をします。

何名かお話ししておりますが、個人的には一般質問等も3回させてもらって、上野地区の方たちともいろいろ話をし、私本人も、いやあ、やおいかんなど。ばかんくそんごと言われましたよ。その中で、今が出発点ですから、賛成、反対を今言う段階じゃないと思っているんです。町長がいつもおっしゃるように、いかに住民に理解していただくか。その段階ですから、それはもう一生懸命せないかんと思います。取りあえず、この問題も、広域連合が主体です。広域連合のお手並み拝見ということもありますので、今回修正動議を。でないと、これは全て立派な予算書ですよ。全てが否決されるということになります。だから、この部分だけでも修正かけてなったということは、やはりよかったなと思っています。

○議長（池田浩二君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

○7番（森田優二君） その前に、反対のときに原案ということをおっしゃったので、ちょっとそこは修正案に反対の意見が聞けてないと思うんですよ。ということです。

○議長（池田浩二君） 失礼しました。

次に、修正案に反対者の発言を許します。

○4番（福本 悟君） 私はこの修正案に対して反対をさせていただきます。

確かに言われることは、このごみ処理施設の整備の主体は広域連合、そこは十分に理解しております。ただ、その予定地として御船町が候補に挙がっております。この御船町のトップ、町長として、いろいろな会合で十分な説明が求められるとっております。そこで、自分の足で、まずは早目に行って、そこを勉強して、そしてそのとおりに住民に説明していくと、そこが一番大事なところではないかと思えます。

広域連合、そこは十二分にわかります。やはり御船町長としては、まずは現地に行って説明ができるように、まずは自分で勉強するというところで、この修正案については、反対をさせていただきます。

○議長（池田浩二君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

○8番（岩永宏介君） 私は、うまくまとまりませんが、その当該施設ができる、御船町にそれがなるわけですので、そこの所在地になる町長が行って早目に研修したいという思いは十分わかりますが、私はそれも含めて、町の単費から出すよりもやはり広域連合の予算枠の中から出してほしいという意味で、この修正動議に賛成しております。

○議長（池田浩二君） 次に、修正案に反対者の発言を許します。

○12番（清水 聖君） 私も宮川議員や福本議員と一緒にです。

うちの町長が一生懸命だからこそ、そういったところに行って、視察をして、説明責任、そういうものをちゃんとすると、私も思います。

だから、修正、これには反対です。

○議長（池田浩二君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

○2番（井藤はづき君） 私は修正案に賛成の立場から討論を行います。

修正案に反対されている方々のおっしゃるとおり、地元として早目に、そして先に視察に行って、説明できるようにしてほしいという思いはもちろんわかりますし、同意できるところではあるんですけども、そこも含めて、広域連合にも町長と同じくらいの熱量を持って応援してほしいと、一緒に取り組んでほしいという意味の意思表示をお伝えする意味でも、この修正案に賛成いたします。

○議長（池田浩二君） 次に、修正案に反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

○10番（田上 忍君） 私は修正案に賛成です。

町長の思い、そして地元を思う思い、これは十分にわかります。そして、やはり自分がやらないかんという気持ちは十分に伝わっております。でも、今回のこの件については、やはり広域連合が主体的にやるべきだと思っています。そして、職員も含めて、全部の予算を広域連合が出せとは私は思いません。せめて町長の予算は広域連合が出すべきではないかなと思っています。

ということで、私はこの修正動議に賛成いたします。

○議長（池田浩二君） 修正案に反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

○7番（森田優二君） 私は賛成です。

賛成者からも意見が出ていますように、町長が早く行っていろんなことを研修するというのは全然反対ではないんですよ。予算も反対ではないんですよ。ところが、やはりさっきからも出ているように、広域連合がありますので、広域連合からももうちょっと、広域連合から話が来て、行くのは御船町が地元だから行きますとか、そういう大義名分が欲しいんですよ。でないと、今町民の方は、御船の町長は何もかんも自分で突っ走りよるといふそういう話も出ております。

それよりも、さっき外で話をしたんですけども、その流れをきちんとして、また来月でも何でも早い時期に補正予算で旅費は出しなせよと。私たちは御船町から旅費を出しても、私は認めますよ。もともと広域連合にはそういう予算もなかし、またきちんとそういう組織的なところもできていないんですけども。ただ、そういう、今度はいきなり、気持ちはわかりますけれども、もうちょっとそこは町長一歩下がってから考えてくださいということで、今回はこの修正案に賛成です。

○議長（池田浩二君） 次に、修正案に反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） これをもって、討論を終わります。

これから、議案第8号、「令和4年度御船町一般会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

まず、本案に対する、福永議員ほか8人から提出された修正案について、起立によって採決します。

この修正案に賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただ今修正議決した部分を除く原案について、採決します。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第9号 令和4年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（池田浩二君） 日程第13、議案第9号、「令和4年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号、「令和4年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第10号 令和4年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（池田浩二君） 日程第14、議案第10号、「令和4年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号、「令和4年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第11号 令和4年度御船町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（池田浩二君） 日程第15、議案第11号、「令和4年度御船町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○7番（森田優二君） 説明資料にコロナ対策と書いてあるんですけども、これはコロナ対策で間違いはないんですか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

予算説明書の説明の表記なんですけれども、今回新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした事業ですので、ここにその旨を表すためにコロナ対策と表記しております。

○7番（森田優二君） これはたしか、この表からいくと、原油価格、物価高騰分が出ていると思うんですけども、それはコロナ対策のほう合っているということですか。表の4番目。

○企画財政課長（本田隆裕君） 申し訳ありません。コロナ対策、そして物価高騰分と書くべきでした。すみませんでした。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号、「令和4年度御船町水道事業会計補正予算（第1号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、緒方社会教育課長の発言を許します。

○社会教育課長（緒方良成君） 昨日の森田議員の一般質問の中で、過去3年間の岩石を収集したコンテナの数についての報告であります。ただ今調査をしているところでありますが、幾つか整備できてないところがありましたので、改めて精査して委員会で報告させていただきたいと思っております。

○7番（森田優二君） 結局、この収蔵物の整理については、課長から、きちんと整理してある、そしていつ採集したのか、全部整理はしてありますよという答弁が3月にあっております。そういったところで、3月に、ここ3年分によかけん、何箱になるかという質問をしておりました。それが3月にしたのが、その返答が返ってきていないので、今回、その返答がないということでしたんですけども。そのときの話ではきちんと整理してあると言うから。そして昨日言うて、本当は朝と言ったんですけども、朝からは無理だったということでしたので、それならもう最後でいいということでしたんですけども、そ

れは課長の答弁と違うとではなかですかね。もうそれ以上は、今日はもう追求しませんけれども。

やはり整理してあるなら、半日以上あれば、何年に何箱、何箱というのがわかると思うんですよ。ということは、裏を返せば整理はきちんとできてないということだと思います。答弁はよかです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 陳情第10号 上梅木地区からのスクールバス利用及び通学路の安全確保に関する陳情について

○議長（池田浩二君） 日程第16、陳情第10号、「上梅木地区からのスクールバス利用及び通学路の安全確保に関する陳情について」の件を議題とします。

清水総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員会委員長（清水 聖君） 陳情第10号、上梅木地区からのスクールバス利用及び通学路の安全確保に関する陳情について、総務文教常任委員会委員長より報告いたします。

令和3年度陳情第10号について、令和4年4月14日、木曜日に、午後1時30分より行われた第1回委員会では、陳情者である上田浩祐氏、上田幸代氏と、総務文教常任委員会7名、また川上光明上梅木区長、本田友美地区担当民生委員に御出席いただき、全員で現地を調査しました。

現地において、全体的に幅員が狭く、カーブも多く狭いため、車両が歩行者を確認しにくい状況があり、また防犯灯の未設置やガードレールが一部ない箇所には崖や川があり、獣道も確認され、通学する児童にとって非常に危険であることを確認いたしました。

令和4年5月12日、木曜日、議会終了後、池田議長、総務文教常任委員7名、執行部より学校教育課、本田課長、宮川係長が出席し、第2回委員会にて審議を行い、現地調査での内容を踏まえた上で、委員に意見を伺いました。

委員からは、児童が危険にあわないようにするために、いろいろな対応について案が出ました。また、陳情内容についても異論がないことから、陳情第10号、上梅木地区からのスクールバス利用及び通学路の安全確保に関する陳情については、全会一致で採択とすることに決しました。

加えて、委員会としては、今後も具体的な施策について議論、検討するとともに、県道

の防犯対策については、県・町に対して提言を行っていくことも申し添えます。

本会議においても、委員長報告のとおり御承認いただきますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

清水委員長、自席へどうぞ。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第10号、「上梅木地区からのスクールバス利用及び通学路の安全確保に関する陳情について」を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は、委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり採択と決定しました。

これで、令和4年度第3回御船町議会定例会6月会議の議事日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合によりこの後再開する定例会まで休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、令和4年度第3回御船町議会定例会6月会議を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時48分 休 会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員